

会 議 録 第 3 号

1. 招集日時 令和6年3月5日(火) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番	鈴木勝利
2番	伊藤知子
3番	藤田尚美
4番	磯山和男
5番	池辺己実夫
6番	甲斐徳之助
7番	塚原正彦
8番	柳井哲也
9番	遠藤憲子
10番	大森和夫
11番	加藤政之
12番	出澤大
13番	山本伸子
14番	小松崎伸
15番	水梨伸晃
16番	伊藤裕一
17番	杉森弘之
18番	須藤京子
19番	黒木のぶ子
20番	高嶋基樹
21番	諸橋太一郎
22番	石原幸雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	沼 田 和 利
教 育 長	川 村 始 子
市長公室長	飯 野 喜 行
経営企画部長	二野屏 公 司
総 務 部 長	野 口 克 己
市 民 部 長	吉 田 茂 男
保健福祉部長	渡 辺 恭 子
環境経済部長	大 徳 通 夫
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	小 川 茂 生
会 計 管 理 者	関 達 彦
監査委員事務局長	大 里 明 子
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
市長公室次長兼 秘 書 課 長	稲 葉 健 一
経営企画部次長兼 財 政 課 長	糸 賀 修
総務部次長兼 人 事 課 長	本 多 聡
市民部次長兼 市民活動課長	飯 島 希 美
保健福祉部次長兼 高齢福祉課長	宮 本 史 朗
保健福祉部次長兼 医療年金課長	石 野 尚 生
環境経済部次長兼 商工観光課長	藤 木 光 二
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉 田 充 生
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	滝 本 仁
庶務議事課長	飯 田 晴 男
庶務議事課長補佐	宮 田 修
庶務議事課主査	椎 名 紗央里

令和 6 年第 1 回牛久市議会定例会
一般質問発言事項一覧表（通告順）

質問議員名	質問事項	要 旨	答 弁 者
1. 池辺 己実夫 (一問一答方式)	1. 能登半島地震から考える牛久市の地震対策について	(1) 一般住宅の耐震化について ・牛久市の一般住宅の耐震化率向上への取り組みと耐震化の現状について ・耐震化の進んでいない個別住宅の把握と対応について (2) 震災直後の火災への対応について ・牛久市の消火栓及び防災水槽の整備状況について ・複数の場所で火災が発生した場合の対応について ・市民レベルでの初期消火の大切さについて (3) 震災後の市民生活における水の確保について ・牛久市の水道普及率と井戸水の使用状況について ・牛久市防災計画における断水の被害想定について ・断水被害が長期化する場合の対応について	市長 関係部長
2. 出澤 大 (一問一答方式)	1 能登半島地震において本市が被災自治体に行った支援について 2 本市が能登半島地震のような大きな被害を受けた場合の対応について 3 予算編成について	1 本市が行った人的支援と物的支援の他に検討された支援策について 1 避難所について 2 給水車について 3 消防体制について 4 災害時等の相互応援に関する協定について 5 本市における木造住宅の耐震診断・補強設計・耐震改修を実施する場合の補助金制度について 1 予算編成過程の情報公	市長 関係部長

	て 4 かつば号の現状と今後の展望について 5 二所ノ関部屋と市民との交流について	開と透明性の向上について 1 減便の判断に至るまでに関東鉄道と行った調整について 2 今後、更なる減便となった場合の代替案をどう考えているか 1 本市として積極的に交流する案はあるか	
3. 石原 幸雄 (一問一答方式)	1、「外部監査制度の導入」について 2、「企業誘致に係わる優遇策」について 3、「消防団の活動費用のあり方」について 4、「災害時の水の確保」について 5、「旧奥野小校舎の利活用策」について	職員に依る今後の不祥事等を未然に防止すると共により透明性の高い監査体制を確立する意味で、外部監査制度の導入を検討すべきと考えるがどうか？ 他の自治体との差別化を図り企業誘致を促進する意味で、固定資産税の減免期間を現行の3年から5年ないし6年に改めることを検討すべきと考えるがどうか？ 消防団の活動費用は行政区等から提供される消防協力金に依存しているが、金額の相違に依る不公平感等を考慮し、市の税金で賄うことを検討すべきと考えるがどうか？ ①今後の大災害の発生を考慮し、給水車の増車を検討すべきと考えるがどうか？ ②高齢者世帯が多く車両の進入が容易でない地域を抱える自主防災組織に対して、井戸の整備を指導すべきと考えるがどうか？ 当該校舎の利活用策の一環として、農産物直売所の設置を検討すべきと考えるがどうか？	市長 関係部長

4. 山本 伸子 (一問一答方式)	1. 公金等の管理体制の徹底と再発防止に向けて 2. 住居等における物の堆積による不良な生活環境の解消のために	(1)10月11日付けの「牛久市職員による不祥事について」及び11月16日付けの「市関連団体の会計に係る使途不明金について」の通知について伺う。 ○不祥事が起きた背景 ○調査により判明した問題点と解決策 (2)その他の市関連団体の準公金の管理体制について伺う。 (3)再発防止策について伺う。 ○準公金取り扱いのマニュアル化 ○内部通報制度の導入 ○職員の服務規律順守・綱紀粛正の徹底 (4)今後の対応について伺う。 ○関係職員の処分、民法上の対応等 ○市民への報告 (1)現行法に基づきできることについて伺う。 ○廃棄物処理法、道路交通法、道路法、消防法等 (2)「牛久市環境美化の推進に関する条例」でできることについて伺う。 ○実効性を担保するための条例改正 (3)「牛久市あき家等の適正管理及び有効活用に関する条例」でできることについて伺う。 ○特定空家等に居住や使用している建築物を盛り込む考え (4)物の堆積や放置による不良な生活環境の解消に特化した条例制定の考えについて伺う。	市 長 関 係 部 長
5. 伊藤 知子 (一問一答方式)	1. 認知症高齢者の支援について ①認知症高齢者の現	・本市における認知症高齢	市 長 関 係 部 長

	状 ②認知症高齢者に対する取り組み・支援 2. ヘルプマーク、ヘルプカードの現状 3. 新たな感染症対策について	者の人数 ・認知症に関する相談件数と内容 ・認知症高齢者に対して本市の取り組みは ・認知症初期集中支援チームとは ・認知症地域支援推進員とは、どのような方になっているか、その役割とは ・認知症サポーター養成講座の受講者数、開催時期 ・市内事業所等の連携協定の職種と何社か ・認知症の人と家族の会の役割や活動について ・認知症高齢者等個人賠償責任保険事業について ・ヘルプマーク、ヘルプカード、それぞれの配布枚数 ・啓発方法はどのように行っているのか ・ヘルプシール導入への見解を伺う ・本市における高齢者の、新型コロナワクチン、インフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチンの接種状況は ・RSウイルス感染症についての疾患周知、感染予防への注意喚起は ・RSウイルスワクチンの公費一部助成への見解を伺う	
6. 藤田 尚美 (一問一答方式)	1. 牛久のこれからの学校教育 2. カームダウン・クールダウンスペースの設置	・就学前教育をどのように充実させていくのか ・今後、学びの共同体の方向性 ・不登校対策 ・特別支援教育 ・公共施設にカームダウン・クールダウンスペースを設置したらどうか。 ・学校施設への設置の考え。	市長 教育部長 関係部長

	3. 動物愛護精神の普及 4. 行政サービス向上の取り組み	・災害時の対応としても、必要ではないか。 ・牛久市の動物愛護の取り組み状況について ・牛久市動物愛護協議会の設置についての考え方。 ・飼い主不明の犬猫の問題を解決するための考えはあるのか ・動物愛護を学ぶ教育はされているか ・オリジナルエチケット袋の作成配布 ・マンパワー不足の対応 ・職員不祥事を教訓とする職務の意識向上について	
7. 加藤 政之 (一問一答方式)	1. 行政区の役割と持続可能な行政区運営について 2. 地震災害時の飲料水や食料の備蓄と防災シェルターについて	行政区の役割について市はどのような考えでいるか。 行政区加入者の高齢化が危惧されている中、役員のなり手不足や負担について、市としての考えは。また負担軽減について取り組みは。 行政区に加入することのメリットについて。 行政区に加入する手続きについて。 今後、高齢化に伴い持続可能な行政区運営が難しくなる中で、市としてサポートできることと、現役世代の加入者数アップに向けた取り組みについて。 能登半島地震において飲料水や食料不足が問題になっているが、本市の備蓄量は適切な量であるか。 各ご家庭での飲料水、食料、その他の備蓄の状況と周知について。	市長 関係部長

		市として最低３日分の飲料水や食料の備蓄を各ご家庭にお願いしているが、地震により家が倒壊した場合の想定もすべきと考えるが。 自主防災組織について 防災シェルターの導入について	
８．柳井 哲也 (一問一答方式)	１．牛久市の農政について ２．若者が地域をリードするまちづくりについて	１）耕作放棄地増加の理由 ２）農作物のブランド化は今後も進めるのか ３）農地中間管理機構を活用した新たな農業者は今後も見込めるのか ４）牛久特産物を使った加工品の開発はどうか １）現状はどうか ２）防災では ３）運動会、体育祭では ４）地域のおまつり、かっぱ祭りでは	市長 関係部長
９．甲斐 徳之助 (一問一答方式)	１．公共事業に対する取り組みについて	１．これまでの事業内容について ・考え方 ２．市民・事業者・行政の相互協力や・連携について（委託内容含む） ・委託内容 ・委託事業者（基準確認） ３．ごみの減量化について ・可燃ごみの位置づけ ４．ごみの有料化について ・手法について ・考え方について。調査・審議を行っているか。 ５．中間処理施設である牛久クリーンセンターの今後の考え方について（広域化）	市長 関係部長
１０．黒木 のぶ子 (一問一答方式)	(１)介護サービスの現状と課題について	(１)①牛久市における施設と自宅介護等サービス利用者の人数 ②現在の介護老人保健	市長 教育 関係部長

	(2) 教育長の教育方針について	施設の多床室の見直しや、特別養護老人施設での収入別利用料の負担は。 ③施設・訪問介護職の拡充と離職防止対策と市の取り組みは。 ・介護人材の養成 ・処遇改善 (2) ①コミュニティ・スクールや学びの共同体等の継承への考え方や、より今後の推進への考えについては。 ②青少年育成牛久市民会議、牛久市子ども会育成連合会等離れがあるが教育長の考えについて ③登下校時の安全見廻りに対し若返り策と有償ボランティアについての所見 ④こどもの居場所づくり(こども家庭庁の方針の具現化)	
11. 小松崎 伸 (一問一答方式)	企業誘致推進について 1. これまでの取組 2. 今後の推進策	・工業団地、団地外を含めた稼働状況 ・県との連携 ・工業団地内企業との情報交換 ・市の組織の中で縮小された理由 ・他地域との差別化を図る具体策 ・既進出企業へのフォロー体制強化 ・エスカード内への店舗誘致戦略 ・情報収集戦略	市 長 関 係 部 長
12. 杉森 弘之 (一問一答方式)	1、医療と介護の現状 2012年から22年の変化	(1) 医療機関（病院、診療所、歯科医院）の施設数と病床数、病床百床あたり医師と看護師の必要数と充足数、平均在院日	市 長 関 係 部 長

		数、訪問看護事業所とその看護師数と評価 (2) 介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設）の施設数と収容定数、稼働率、訪問介護事業所数、介護職員の必要数と充足数と評価 (3) 医療と介護の保険料率、給付費、施設・居宅・地域密着型の介護サービスの給付費、市の医療・介護費負担額と評価	
	2、医療と介護のサービス向上と費用抑制	(1) 第8次医療計画（2024～2029年）の検討会資料にある「地域の実情に応じた二次医療圏の弾力的な設定」の状況 (2) 新型コロナウイルスを含む新興感染症対策と同計画にある病床関係、発熱外来関係、自宅・宿泊療養者・高齢者施設での療養者等への医療の提供関係、後方支援関係、人材派遣関係についての医療措置協定 (3) 同計画の病床削減と4機能別における急性期病床削減と回復期病床増加予測の意味、牛久市への影響 (4) うしく安心プラン21の力を入れてほしい高齢者福祉施策の1位「1人暮らし高齢者に対する見守り支援」として急変時、看取りにおける在宅医療の体制整備状況と計画 (5) 同要望施策2位「介護保険施設の整備改善」と年収100万円未満の高齢者が6割以上の現状と特養待機者対策の進展状況と課題 (6) 訪問診療の増加傾向と体制の整備状況と計画 (7) ①退院支援、②日常療養支援、③急変時の対	

		応、④看取り、の在宅医療の4つの機能を担う「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」の整備 (8)「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の整備状況と計画、病院・診療所、訪問看護事業所、薬局、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、介護老人保健施設、短期入所サービス提供施設、基幹相談支援センター・相談支援事業所等の協議・協力と、具体的に実行する拠点の構築。	
13. 大森 和夫 (一問一答方式)	1 災害対策 2 雨水・井戸水利用 3 スポーツの街づくり、集客、観光 4 高齢者・身障者などの支援について	(1)休日祝日体制 (2)自治体支援体制 (3)避難所エアコン ・災害物品ストック状況 (テント、トイレなど) (4)プライバシーの確保 弱者対策・ペット対策 (5)飲料水・電気 (1)災害時の市の利用状況・環境防災対策 節水・トイレ、散水など (2)個人・企業への設置補助 (1)緑化・芝生 野球場、サッカー場 体力・健康増進 (2)集客・施設・観客・応援席 チームの練習場、選手・応援団 (3)2軍・3軍・サテライト・女子・ジュニアの利用促進、宿舎、プロ野球千葉ロッテ2軍練習場自治体公募について (1)カップバスの運行、牛タク利用時間拡大 (2)自動運転バス、ライドシェアタクシーなど (3)補聴器助成 市議会での意見書採択、	市長 関係部長 関係部長

		実施予定調査より実施、 難聴による引きこもり、 病気。	
14. 伊藤 裕一 (一問一答方式)	1. 防災対策について	①旧耐震基準住宅の耐震化 ②除却について ③耐震基準を満たさない住宅については空家バンク等の対象から外しては ④牛久消防署の建替について ⑤消防庁資料「市町村長による危機管理の要諦」について ⑥防災部門を市長直轄とすることについて ⑦避難情報等の発令基準について	関 係 部 長 関 係 部 長
	2. ごみ処理について	①ごみ回収時刻 ②ごみ袋形状 ③ごみ処理の広域化	関 係 部 長
15. 磯山 和男 (一問一答方式)	1. おくの義務教育 学校北校舎の再利用について	(1)牛久歴史民俗資料館を (2)FM-UUのスタジオ設置を	関 係 部 長
	2. 奥野運動広場トイレの修繕と洋式化	床・壁・便器も古くよごれていて洋式便器も男女一つずつである	市 長
	3. 自主防災組織の強化	牛久市防災士部会の活動により組織力の向上をはかる	関 係 部 長

令和6年第1回牛久市議会定例会

議事日程第3号

令和6年3月5日（火）午前10時開議

日程第1．一般質問

午前10時00分開議

○諸橋太一郎 議長 おはようございます。

本日の会議を開きます。

ここで、20番高嶋基樹議員より発言の訂正を求められておりますので、これを許します。20番高嶋基樹議員。

○20番 高嶋基樹 議員 おはようございます。

昨日の会派代表質問における私の発言の中で、具体的商品名を挙げて境町のふるさと納税の返礼品の対象となっていると申し上げましたが、「境町においては、某商品の材料を製造しているという経緯からふるさと納税の返礼品としても対象となっており」に訂正をいたします。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の通告者は15人です。通告順に従って質問を許します。

ここで、質問者及び答弁者に申し上げます。一般質問は内容を的確に捉え、明瞭簡潔にされるようお願いいたします。

一般質問

○諸橋太一郎 議長 初めに、5番池辺己実夫議員。

〔5番池辺己実夫議員登壇〕

○5番 池辺己実夫 議員 皆さん、おはようございます。

今期、無会派で活動しています池辺己実夫でございます。

令和6年度第1回定例会一般質問の最初の質問者として登壇いたしました。通告に従いまして一般質問を行っていきますので、よろしくお願いいたします。

今回は、能登半島地震から考える牛久市の地震対策についてをテーマに、一問一答方式で一般質問を行います。

さて、令和6年1月1日の夕刻に発災しました能登半島地震は、その発災が元日であったことから、私たちはより大きな衝撃を受けました。翌日に起きた羽田空港での日本航空機と海上保安庁機の接触事故と併せ、新年のお正月気分を一変させてしまった感があります。私も、発災直後から流れるテレビやSNS等からの映像や報道記事を見聞きしながら、大変に大きなショックを受けました。

また、この能登半島地震は、半島というその土地の特殊性からかもしれませんが、発災後もある程度の時間が過ぎた後でも、ライフラインの復旧がなかなか進まなかった状況があり、大地震に対する様々な課題がこの能登半島地震で改めて浮き彫りになったと感じているところです。

そこで、今回、この能登半島地震から私なりに感じた課題のうち、特に、3つの点について、この牛久市であればどうだろうかという、牛久市の場合に置き換え質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ところで、初めに、今回の地震から改めて課題であろうと思った点について申し上げますと、1つ目は、耐震化の進んでいない住宅が1階部分から押し潰されるような倒壊をしていること、2つ目は、輪島市の中心市街地でしたが、火災活動ができなかったと、または追いつかずに火災が広がったこと、3つ目は、震災後1か月がたっても断水が続いていた地域が多かった、この3点です。

今回の地震は、珠洲市を震源とするマグニチュード7.6の地震がありましたが、この茨城県南地域でも、マグニチュード7.3の茨城県南部地震をはじめ首都圏直下のマグニチュード7クラスの地震が想定されていると思いますので、牛久市でも同じような震災が起きた場合の想定の下、これらの課題の対応について確認させていただき質問にしたいと思います。

それでは、最初の質問は、一般住宅の耐震化についてであります。

今回の地震でも、耐震化の進んでいなかった住宅が押し潰されるような倒壊をしている状況が見られましたが、このことは1995年に起こりました阪神淡路大震災において大きな社会問題となりました。

1995年の阪神淡路大震災は、もう今から29年前の出来事になりますので、当時は、昭和56年以前の、いわゆる新耐震基準以前に建てられた建物が多かったことから、被害が拡大したと言われています。そしてその後、耐震化については、全国的に様々な取組が行われてきたと確認をしています。

しかしながら、今回の地震では、高齢化と過疎化の問題が耐震化の障害になっていることも明らかになりました。ある人は曾祖父の時代から受け継いできた自宅を失った被災地の高齢者の方、この家はもう自分たちの世代しか住まないから高額のお金をかけて耐震化をする価値がないと思っていたとのコメントが報道されましたが、まさにこのような理由から耐震化が進んでいなかった住宅が多く、その結果として倒壊した建物の下敷きとなり、圧迫死されて亡くなった方が多いと考えられます。

これまでの耐震化推進の取組内容と耐震化状況、さらには、今後の対応について伺います。

まず初めに、牛久市の一般住宅の耐震化率向上への取組と耐震化の現状について伺います。

公共施設の耐震化が進んでいることは理解していますが、一方で、牛久市における一般住宅の耐震化率はどの程度なのか確認させてください。

現在の状況を阪神淡路大震災以前の30年前、新潟中越地震のあった20年前、そして東日本大震災後の10年前と比較して伺いたいと思います。

また、耐震化率を向上させるためにどのような取組が行われてきたのかも併せて伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 池辺議員の質問にお答えいたします。

我が国は地震の多い国と言われ、数年に一度の頻度で大規模な地震が全国各地に発生しており、本年１月１日に能登半島地震が発生し、現在、牛久市からも人的支援及び物的支援を実施しているところです。

報道によりますと、被災した石川県珠洲市では、耐震化が遅れており、約６０％以上の家屋が旧耐震基準の家屋であり、能登半島地震で被災した家屋全体は、全壊、半壊合わせて、２月２２日時点の災害対策本部の発表によると、約２万２，０００棟とされております。

このような大地震は、牛久市においても決して他人事ではなく、同等の地震が発生した際に被害を最小限に食い止めるため、今後も耐震化の促進は重要であると認識しております。

御質問の牛久市における耐震化率でございますが、阪神淡路大震災が発生した平成７年、新潟中越地震が発生した平成１６年、東日本大震災が発生した平成２３年のデータはございませんが、５年に一度実施している住宅土地統計調査から、それぞれ発生年に近い牛久市における一般住宅の耐震化率を申し上げますと、平成１０年が約７３％、平成１５年が約７８％、平成２０年が約８１％、平成２５年が約８５％となっております。

令和４年３月に策定した牛久市耐震改修促進計画では、住宅総数は約３万４，２００戸であり、そのうち昭和５６年以前に建築された旧耐震基準の住宅が約４，２００戸となっております。そのうち耐震化されず、耐震性が不足している住宅は約２，７００戸あり、耐震化率を算定いたしますと、推計約９２％と高い割合になっております。

また、耐震化率を向上させるための取組といたしましては、おおむね５年ごとに牛久市耐震改修促進計画を改定し、耐震化率を把握するとともに、耐震安全性の向上に関する啓発として相談窓口を設置し、耐震診断及び耐震改修に関する相談を行っております。

さらに牛久市では、平成１８年度より、旧耐震基準で建築された木造住宅の所有者に対して、木造住宅耐震診断士派遣事業を実施しており、国、県の補助を活用することで一定の条件を満たせば無料で耐震診断が実施できることから、令和５年度までに４８２件を実施してまいりました。

今後も牛久市では、地震による被害を最小限に抑えるため、耐震化率を向上させるための取組を継続してまいります。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○５番 池辺己実夫 議員 ありがとうございます。

平成１０年に約７割であった耐震化率が、現在は９割を超えているということですが、一方で、耐震性が不足している住宅も約２，７００程度あるということで、次に、その耐震化の進んでいない個別住宅の把握と対応について伺います。

能登半島地震では、耐震化が進んでいなかった理由に、先ほど申し上げましたとおり、家を出た子供たちがこの家に住む予定がないなど、もうこの家には住む人がいないからという報道がされていきました。

牛久市において、耐震化が遅れている住宅については、同じように高齢世帯のみの方が住まわ

れている場合が多いのではないかと私は想像します。

執行部では、耐震化が進んでいない住宅をどのように把握され、それらの方々に対して、今後どのような対応が必要だと考えているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 お答えいたします。

令和6年能登半島地震では、家屋の被害が多く発生した珠洲市、輪島市、能登町では、高齢化率が約50%と高く、旧耐震基準である昭和56年以前に建てられた家屋も約60%と、全国的に見ても非常に高い割合となっております。

現在、牛久市における高齢化率は、令和4年10月の統計うしくによりますと約30%となっており、耐震化率につきましては、令和4年3月に策定した牛久市耐震改修促進計画では、推計約92%と高い割合であり、令和6年1月現在の茨城県が集計した市町村別の住宅耐震化率では、県内で5番目に耐震化率が高い自治体となっております。

現在、牛久市では、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、今後予想される地震災害に対して、生命や財産を守ることを目的として、牛久市耐震改修促進計画を策定しております。

この計画では、耐震性が低い住宅に、高齢世帯のみが居住されているかは把握できませんが、5年ごとの住宅土地統計調査により世帯主が65歳以上となっている旧耐震基準の世帯数などは把握しております。

牛久市では、今後も高齢世帯の居住される旧耐震基準の木造住宅を含め、先ほど御紹介しました、一定の条件を満たせば無料で耐震診断を受けることができる木造住宅耐震診断士派遣事業の補助制度を継続してまいります。

耐震診断を実施し、耐震性を把握することで、耐震性のある住宅に建て替えまたは移転、耐震改修を行うなどの動機づけができると考えております。

また、固定資産税の減免を受けた住宅を調査したところ、耐震診断を受けた住宅のうち、耐震改修工事を実施した件数としましては、耐震診断の補助事業を開始した平成18年度から令和5年度まで23件であり、耐震診断補助事業により耐震化促進に一定の効果が見られます。

今後とも耐震化に関する情報を広報紙、ホームページ、啓発ポスターなど、あらゆる機会で発信するとともに、今後の高齢化率や耐震化率を踏まえまして、牛久市耐震改修促進計画を改定し、住宅耐震化の促進に努めてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 ありがとうございます。

建設部局からの答弁で、耐震化を進めている部署として耐震化の促進を進めていきたいとの答弁でした。誠にそのとおりだと思います。

ただ、私は、耐震化が遅れている個別住宅の把握は高齢者の状況を把握している福祉部局の協力がなくては難しいのではないかなと思っています。これは答弁結構なので、ぜひ耐震化の促進の問題について、福祉部局とも連携を進めていただければと思います。

それでは、2つ目の課題として挙げた震災直後の火災への対応について伺います。

今回の能登半島地震では、輪島市で観光名所である朝市通りを含む店舗や住宅など200棟以上が消失する大規模な火災が発生しました。そして、その原因は、大津波警報の影響等で十分な初期消火ができず、その結果、火災の広がりが防げなかったとも言われています。

私の記憶では、29年前の阪神淡路大震災でも同じような大規模な火災の光景が見られたと思います。神戸市では、同時多発的に火災が発生したことにより、消火活動が間に合わなかったと記憶しています。

いずれにせよ、地震発生直後の火災について、初期の消火活動が大切であろうと思いますが、牛久市の消防力の状況と火災への対応について伺いたいと思います。

そこで、まず牛久市の消防設備の状況について、消火栓や消防水槽の整備基準と現在の牛久市の消火栓や消防水槽の整備状況について伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 お答えいたします。

消防水利は、消防法に基づく消防水利の基準の定めるところにより設置をしております。

市内には、消防水利として防火水槽が649か所、うち容量が40立方メートル以上のものが450か所、消火栓は744か所あり、整備時期が昭和の古いものもございますが、消防署において毎月水利調査を実施しており、不備があった場合は市において修繕を行っております。

消防水利は市内全域に整備されておりますが、地震の被害により消防水利が使用できなくなる可能性もございます。

このような状況下で火災が発生した場合は、河川や沼、池などの自然水利や学校のプールを活用して、また、火災現場の付近に水利がない場合には、離れた場所にある水利から消防団が消防ポンプとホースを連結し、中継送水をしながら水量を確保し、消火活動を実施していきます。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 次に、複数の場所で火災が発生した場合の対応について伺います。

牛久市では、市街地の中心部にある栄町に牛久消防署があり、奥野地区には東部出張所が整備されています。また、消防団も市役所消防隊のほか、28の分団と女性消防隊が編成されていますが、マグニチュード7を超えるような大規模な地震が発生した場合、消防団員自身も被災者となることも想定されると思います。

そのような中、発災後に複数の場所で火災が発生した場合はどのような対応がなされるのかについて伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 複数の場所で火災が発生した場合には、牛久消防署や東部出張所といった常備消防や地元消防団では装備や人的に限界があり、消防力が劣勢になる可能性が考えられます。

また、消防水利も地震の影響で使用できないなど、十分な消火活動が期待できないことも考慮しなければなりません。

このような状況下で、消火活動の基本方針としては、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行います。延焼が拡大した場合は、消火可能な地域を選定し、強風による飛び火警戒や人命の安全を考え、避難経路や避難場所の確保など、二次災害防止の対策を行います。

また、火災早期の段階で当市を管轄する稲敷広域消防本部からの応援要請や、活動可能な複数の消防団を出動させ、先ほど申し上げましたとおり、河川や沼、池などの自然水利、学校のプールや水槽車などにより必要水量を確保し、火災の延焼拡大防止を図ります。

大規模災害発生時には、他の地方公共団体や隣接消防本部間で、災害時の相互応援協定を締結しており、応援隊の要請や資機材の受入れについて、広域的な応援協力体制は確立されております。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 ありがとうございます。

震災直後の火災への対応について、行政としては、ハード面では消防水利を確保し、また、ソフト面では様々な状況を想定して応援体制等を構築していくということが分かって、大変心強く感じております。

ただ、震災ではありませんが、ここ数年来の異常気象による集中豪雨や大型台風の接近による風水害では、これまでの想定外という言葉が度々聞かれました。きりが無いという言葉がありますが、本当にどこまで想定して準備をしたらよいのかが大変難しくなっているのが災害対策ではないかとも思います。

そのような中、この問題の最後に、市民レベルの初期消火の大切さについて伺います。

令和6年1月6日の消防出初め式の中で、消防職員の神谷祐輔さんからの講話がありました。演題は、「火災を拡大させない住民の初期消火能力の獲得」でした。

私もこの出初め式には出席させていただき、聞き入ってしまったのですが、住民自身が火災を拡大させないとの意識の下、火災の拡大防止と初期消火のため、住民が消火器をしっかりと使いこなすための初期消火講習の実施を提案するものでした。

内容は、消防職員が最初に学ぶ火の広がり方や、可燃物の種類ごとに違う消火方法の選択について学んだ後で、実際に消火器の取扱い訓練を行うものでした。消防職員でなくても火災知識は初期消火に取り組む上で知っておくべきとの本当に力強い発言が印象的でした。

私は、現在、稲敷地方広域市町村圏事務組合に出向させていただいていますが、そこでも同じ講話を聞かせていただき、2回も聞かせてもらったので、本当に初期消火が大事だなというのは思いました。この講話で初期消火の大切さを私自身も改めて痛感したところです。

仮に、今回のような地震があり、同時多発的に火災が発生した場合などを考えますと、市民一人一人の消防力を高めるという意味からも、初期消火の大切さについて、改めて市民へ広める活動は大変重要なものではないかと思います。執行部のお考えと、具体的な方法についてお聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 初期消火は、火災による被害を軽減させるために大切な行動です。火災

が発生した段階で、消防車が到着するまでの数分間が延焼拡大を防止するための大変重要な時間帯となります。地震直後は、まず自分の身の安全を守る行動を行い、もし火災が発生したら、初期消火と119番通報を行うよう市民には発信しておりますが、大切なことは、炎が天井付近に達した時点で避難をしていただくということでございます。

一般の御家庭には消火器の設置義務はございませんが、消火器を使用して初期消火を実施した場合は、消火率が70%という報告もされており、初期消火の効果はより高くなりますので、日頃からの備えが重要なことだと思っております。

自分の命や大切な財産を守るためにも、市民の皆様には、防災訓練や避難訓練等へ積極的に参加し、初期消火の重要性を正しく理解していただくことが防火意識の向上につながるものと考えております。

そこで、区長会や自主防災会とも連携いたしまして、各行政区単位で行われる防災訓練や避難訓練などの中で、改めて初期消火の大切さを伝えていきたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 ありがとうございます。

私は、以前は飲食業で仕事をしていたので、消火器は実際に使ったことが何度かありますが、なかなか一般の方は、消火器は置いてあっても、手にして実際に使用したという人は多分少ないのではないかと思います。

本当に大切なことなので、ぜひ、地域で行われる防災訓練の中で、初期消火の大切さをしっかりと伝えて、できたら、初期消火の訓練も防災訓練に入れていただけたらありがたいなと思っております。よろしくお願いします。

続きまして、3つ目の課題と挙げました震災後の市民生活における水の確保について伺います。

能登半島地震では、水道管が壊滅的な被害を受け、1か月以上が過ぎた時点でも復旧作業が続いている状況でした。そして、この水道や下水道の復旧の遅れが仮設住宅整備を遅らせており、避難生活の長期化の一因となっていることの報道もありました。

そこで、このような震災後において、市民生活に必要な水の確保ができない場合の対応について伺います。

まず、牛久市の水道の普及率と牛久市の井戸水の一般世帯の使用状況について伺います。

また、第1次避難所となっている行政区の集会所に井戸を確保する政策を進めていると思いますが、その状況についてもお聞きしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 お答えいたします。

県南水道企業団に確認しましたところ、牛久市の水道普及率につきましては、令和5年3月31日現在で88.6%とのことでした。

井戸水の使用状況につきましては、単純に水道普及率を差し引くと11.4%が使用しているということになりますけれども、全世帯に井戸水使用状況の調査を行っていないことと、水道等を兼用で利用している家庭もあることから、はっきりした使用率は不明ということになっており

ます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 集会所の井戸水の状況についてお答えいたします。

第1次避難場所となっている行政区の区民会館や集会場への井戸設置率については、東日本大震災を契機に始まっております。東日本大震災では、牛久市内で3日間断水となり、飲料水及び生活用水の確保に困難を来しました。

そのような状況下、ふだんから井戸を利用している方が、御近所などに井戸水を分けるなどして大変重宝されたという例が多く見られました。しかしながら、個人の井戸水を利用することに遠慮してしまう方も多くいらっしゃったということもありまして、区民会館などの井戸であれば、誰もが遠慮なく利用できるという考え方から、井戸のない区民会館等に井戸を設置するということになりました。

市では、平成24年度から令和5年度までの間、30か所の井戸を設置、当初から井戸を利用していた区民会館と合わせ、現在、59か所の区民会館、地区集会場に井戸が設置されているという状況でございます。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 ありがとうございます。

現在は59の多くの区民会館等で井戸水が整備されているといるとのことで、これも牛久市ならではの本当に大変素晴らしいことだと思いました。

それでは、次に、牛久市防災計画における断水の被害想定について伺います。

牛久市の防災計画では、断水についてどのような被害想定を行っているのか確認させてください。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 断水についての被害想定ですが、平成30年12月に茨城県が発表した茨城県地震被害想定調査報告書にて、上水道被害の想定がされております。

当市においては、茨城県南部の地震の発生時が一番被害が大きく、被災直後では7万5,000人、断水率97%、被災1日経過後では7万人、断水率91%、被災1週間後では2万9,000人、断水率37%、被災1か月後では4,400人、断水率6%という想定がされております。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 ありがとうございます。

茨城県南部の地震による被害想定が一番大きく、地震発生から1週間後でも2万9,000人、1か月後でも4,400人の方が断水被害を受けているということですが、牛久市の場合、市内の水道事業を茨城県南水道事業団という広域の体制で対応しているので、牛久市のほか、構成市町村が被害を受けた場合でも、もし牛久市より近隣市町村のほうが被害が大きい場合などもあり、そちらを優先しなければならない等の場合もあるでしょうから、水道の復旧にはそれなりの時間

がかかるということですよね。

そのような中でも、断水被害への対応として、水道の復旧工事が実施されることとなると思いますが、今回の事例のように、その復旧工事に時間を要する場合にはどのような対応がなされるのかを最後に伺います。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 能登半島地震において断水が長期化している主な要因は、給水管の老朽化、地震の揺れに強い管への更新の遅れによるものだと報道でも言われておりますが、牛久市でも同じように長期化した場合には、県南水道の給水車とともに、市の給水車を断水発生地区に出動させ、連日住民に対する飲料水を供給することとなります。

市といたしましては、災害時の飲料水備蓄の状況、飲料水を供給可能な井戸の状況なども考慮しながら、断水が長期化した場合に対応できるよう備えてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 ありがとうございます。

ぜひ、断水が長期化したとしても、市民生活への影響が最小限になるようお願いしたいと思います。

私、今回、お正月に発生した能登半島地震から、私なりに感じた3つの課題、住宅の倒壊、同時発生火災の対応、水の確保の問題について、私たちが住んでいる牛久であればどうだろうという単純な疑問から質問させていただきました。

質問の中でも申し上げましたが、災害対策については、どこまで準備したらよいか本当にきりがいい問題だと思います。しかしながら、一方で、高齢者世帯の耐震化の問題については、建設部局と福祉部局との連携が必要であったり、火災の問題は、市民一人一人の消火協力が重要であったり、また、水の確保の問題も、井戸水があったとしても、高齢者をはじめとする社会的な弱者の方は、その水をどのようにくみに行くのが問題となったり、結局、全ての課題は人と人との協力がなければできないことを、それが確認できたと思います。

私、こういった形で持ってきたのは、やはり、自助・共助・公助という形で3つある、皆さん分かると思うんですけども、やっぱりここにちょっとお水持ってこなかったんですけども、水も、やはり1世帯、核家族だったら10リットルぐらいの水は、もういつも確保しておく、あとは、このようにレトルトの物をいつも常備しておく、そういった自助の部分で自分を守るということは、やはり3日ぐらいはきちっとできなければいけないのではないかな。これは、やはり教育現場でも、やはりしっかりと教えていかなければいけないことだと思いますし、このヘルメット一つ取っても、支給されているからには、すぐに使えるような形で持つというのが私は大切なことではないかと本当に思っております。

沼田市長が掲げる災害に強いまちづくりについて、改めて、個人も、周りの共助する方も、公助も、うまい言葉は見つかりませんが、官民一体となって推進をお願いし、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で、5番池辺己実夫議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時55分といたします。

午前10時45分休憩

午前10時55分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番出澤議員から一般質問に関する資料配付依頼の申出がありましたので、これを許可し、サイドブックに搭載いたしました。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、12番出澤 大議員。

〔12番出澤 大議員登壇〕

○12番 出澤 大 議員 皆様おはようございます。

れいわ新選組市民クラブの出澤でございます。

それでは、私は大卒5つについて質問させていただきます。

池辺議員と重複する質問もあるかと思いますが、御答弁よろしく願いいたします。

それでは、まず1点目、本年元日に発災しました能登半島地震において、本市が行った人的支援と物的支援のほかに検討された支援策について伺います。

能登半島地震において、本市が行った支援は、災害対応職員や保健師の派遣などの人的支援と、レトルト御飯やブルーシートなどの物的支援だったものと承知しています。被災自治体で働く職員の皆様も被災者ですので、物的支援のみならず、人的支援はとても大切だと感じます。

一方で、お隣の龍ヶ崎市は、被災地を支援するため、給水車と職員4名の派遣を発災早々に決め、1月4日の午後には出発式が行われたとの報道に接し、迅速な対応だと驚きました。

発災直後から水が不足していることは周知の事実だとの認識です。支援を行う際は、被災地と様々な調整が行われていたものと推察しますが、本市が行った支援策以外で検討した支援策があるのかと、あわせて被災地から給水車の派遣要請や、本市から積極的な申出があったのかについて伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 出澤議員の質問にお答えいたします。

今回の能登半島地震にて本市が実施した支援は、議員も御存じのとおり、市内公共施設9か所に設置しました義援金箱の設置及び義援金の送金、全国知事会からの要請に基づき、茨城県の災害対応支援活動の一員として実施しました能登町への人的派遣及び厚生労働省からの依頼に基づく輪島市への保健師派遣、本市が独自に実施しました能登町への物的支援となります。

能登町への人的支援については、茨城県からの依頼に基づき、県内各市町村で協力し、班編成を行い、避難所支援、家屋被害認定調査に従事し、輪島市への派遣につきましても、保健活動等を行っております。

能登町への物的支援については、本市から能登町に直接申入れを行い、レトルト御飯3,75

0食、ブルーシート200枚を災害時物資輸送協定を締結している茨城県トラック協会県南支部の御協力の下、能登町にお送りしたところです。

また、実際に実施した支援とは別に、茨城県からの依頼等に基づき、災害用トイレの提供の検討や被災者への提供可能な市営住宅の空き部屋6戸を報告するなどの支援準備を行ってきました。

なお、被災地からの給水車の派遣要請はありませんでした。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 市長、ありがとうございます。

被災地に水が足りていない状況は、繰り返し報道されている事実から、多くの方が理解されていたはずですが。被災されて大変な思いをされている方のために、給水車の派遣も必要だったのではないかと考えます。

また、御答弁によると、茨城県からの依頼に基づき、災害用トイレの提供の検討や、被災者への提供可能な市営住宅の空き部屋6戸を報告するなどの準備を行ったとのことですが、それらは実行されたのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 トイレの提供とか住宅の準備に関しては、茨城県の調整の下、やっていますが、実際には実行はされておられません。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 御答弁ありがとうございます。

次に、本市が能登半島地震のような大きな被害を受けた場合の対応について伺います。

まず、避難所についてですが、本市が設置を予定している避難所の場所とそれぞれの使用人数、またその合計について伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 本市が設置を予定しております避難所とその収容人数ですが、第1次避難場所の66施設で4,409名、第2次避難場所が18か所で8,301名、福祉避難所が4か所で824名となっております。

また、市内の社会福祉法人3か所と福祉避難所に関する協定を締結しておりまして、3か所に224名が収容可能となっております。

収容可能人数は、第1次避難場所、第2次避難場所、福祉避難所で重複している箇所を除きまして、合計しますと1万2,571名が収容可能というような計算になります。

こちらは施設の有効面積を1人頭4平米ぐらいの数で割り返した人数となっております。

また、第2次避難場所につきましては、学校のグラウンドのうち半分をテントを張るスペース、もう半分を駐車スペースと想定しております。

さらに、令和2年には市内のホテル業者と協定を締結し、災害時に所有するホテル4棟を避難所として利用できるよう対応しているところでございます。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 細かな数字もありがとうございます。

ここで、資料1を御覧ください。

資料といっても私がエクセルで作ったものなのでちょっと見にくいと思いますが、輪島市は48か所の指定避難所を設置し、収容できる人数は約1万8,000人、七尾市は61か所を設置し、収容できる人数は約2万5,000人、珠洲市は26か所を設置し、収容できる人数は約3,400人と、それぞれの自治体のホームページに記載がありました。それらを各自治体の人口比で見ると、輪島市は78%、七尾市は61%、珠洲市は26%となっています。

御答弁いただいた本市が設置する指定避難所の収容人数ですと、本市の昨年12月末の人口8万4,085人に対して約15%になりますが、このことについての受け止めと、また、テントを張ることも想定しているようですので、本市はどの程度のテントを保有しているかについて、あわせてホテルに避難する場合の実費負担はどうなっているのかについて伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 本市が想定している避難者の数ですが、一番大きい場合で8,800人ということ想定しておりまして、それに対して、避難想定者が8,800人ということですので、1万2,571人ということで対応可能というような考え方でございます。

それから、テントの保有数ですが、500張りほどテントを保有しております。

また、ホテルに避難する場合の負担ですが、基本的に行政側で負担するという考え方でございます。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 次に、本市が備蓄している非常食や水、毛布など、対応できる延べ人数をどの程度と推定しているかについて伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 市の備蓄として食料は約4万食分、飲料水は500ミリリットルペットボトルで1万7,400本を備蓄しております。

そのほかの備蓄品に関しましては、主なものになりますが、毛布が約8,000枚、携帯トイレが約6万回分、テントが、先ほど申し上げましたとおり500張り、パーティション480セット、段ボールベッド約230台、ブルーシート約1,300枚、おむつ約2万7,000枚、マスク約15万7,000枚を備蓄しております。

また、飲料水につきましては、岡田小学校、田宮防災広場、刈谷第2街区公園、みどり野第1街区公園内に上水道が常時循環している飲用水兼用耐震性の貯水槽がありまして、こちらが340トン分の飲料水を確保してございます。

次に、牛久市で想定される地震の被害想定ですが、平成30年12月に茨城県が公表しました茨城県地震被害想定調査報告書にて被害の想定がされております。

この報告書では、今後起こり得る7つの地震が想定されており、そのうちの一つ、茨城県南部の地震では、当市における震度が6強となっており、当市に最も影響のある地震となっております。

被害想定は、発生時を夏季、夏場の12時、冬季、冬の18時、また、冬季の深夜の3つのパ

ターンに分けて、人的被害、避難所、建物被害などを想定しております。

避難者が一番多いと想定される冬季、冬の１８時に発災した場合には、被災当日には避難所、避難所外の総数として約５，５００人、被災１週間後には８，８００人の避難者が発生するというふうにされております。

そのため、最大避難者数の８，８００人と、当市の備蓄食料４万食で計算しますと、約１．５日分となり、被災当日の５，５００人で計算しますと、約２．５日分の備蓄というふうに考えてございます。

これらで不足するものにつきましては、様々な企業と締結しております災害協定、また、国から実施される見込みのプッシュ型支援等に対応していく考えです。

一方、備蓄の基本は、各御家庭で実施していただくこととなります。市としましては、最低３日以上食料、飲物及び生活用品を備蓄するよう呼びかけておりまして、今後もホームページ、防災アプリ等を用いて周知をしていきたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○１２番 出澤 大 議員 ありがとうございます。

御答弁からは、災害に対する想定はしっかりとされているものと感じ、少し安心できましたが、最大で１万２，０００名以上の避難される方、対応できるのですから、その人数での想定も必要ではないかとも感じました。これは答弁は求めませんので、御一考をお願いします。

個人でも備蓄も必要だという御答弁にありましたが、私も能登半島地震を受けた後、いろいろとネットで検索しまして、大体１週間分ぐらい備蓄しておくべきだろうという記事を見つけまして、その基準になる量も見たんですね、これ結構な量になりますよね。ただ、先ほど池辺議員もおっしゃっていたように、自分でできること、これはやっぱり対処していくことも非常に重要だと思います。その上で、市のほうでも、このような応援体制ができていますよということは、かなり重要だと思いますので、私もしっかり気をつけていきたいと思っております。ありがとうございます。

続いて、大規模な震災の場合は、停電も長時間続くことも想定されます。電源の確保についてそのようにお考えなのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 電源の確保状況についてですが、停電等に備えまして、第２次避難場所、福祉避難場所には、カセットガス式の発電機、それからガソリン式の発電機を各１台ずつ確保しているという状況でございます。

また、在宅生活において、呼吸器等の障害があり、人工呼吸器等を使用されている方に対し、必要と認められる場合には、これは福祉部局での対応となっておりますが、発動発電機の給付事業等も行っております。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○１２番 出澤 大 議員 第２次避難所、福祉避難所には、カセットガス式の発電機、ガソリン式の発電機を各１台ずつ確保している状況とのことですが、これは第１避難所への対応につい

てもお願いしたいと感じます。

また、呼吸器等に障害があり、人工呼吸器等を使用されている方に対し、発動発電機の給付事業も行っているとのこと、このことも確認しなければいけないことだと思っていましたので、丁寧な御答弁に感謝いたします。

一方で、このような方をどの部署で確認し、安全に避難するのかという観点も非常に重要だと認識です。現在どのようになっているか確認させてください。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 障害をお持ちの方などの災害時に支援が必要な方への対応という御質問だと思います。

そういう方々に対する対応として、避難行動要支援者名簿というものがございまして、現在945名の方が登録されております。

避難行動要支援者名簿に記載されている方につきましては、災害対策基本法によりまして、実際の個々の避難の計画を作成することが市町村の努力義務ということになっております。そのため牛久市では、土砂災害警戒区域に居住する方を優先して、その作成に取り組んでいるところですが、対象者を広げるために、今、防災部局と福祉部局のほうで協議をして準備を進めているという状況でございます。

この避難行動計画というのは、避難をする支援者の方、それから支援内容、避難先というような内容を記載して計画をつくるというような仕組みになってございます。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 そのようなものを作成していただいているんですね。これは、身内に重度障害者のいる方からちょっと不安の声を伺いましたので、確認させていただきました。ありがとうございます。

次に、設置予定の避難所におけるスフィア基準について伺います。

スフィア基準とは、被災者の権利と被災者支援の国際基準です。基本理念には、1、被災者は尊厳ある生活を営む権利があり支援を受ける権利がある。2、災害による苦痛を減らすために、実行可能なあらゆる手段を取らなければならないとあります。

被災者の権利を守り、適切な避難所を設置する義務を負うのは、一義的には国であると考えますが、一方で、災害対策基本法の第49条の7によると、市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況、そのほかの状況を勘案し、指定避難所として指定しなければならないとあります。本市においても、スフィア基準にうたわれている基本理念にのっとりた避難所の運営が求められていると考えますが、執行部のお考えを伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 先ほど御答弁させていただきました1万2,500名の収容可能人数、4平米ということでお答えさせていただきましたが、避難所における1人のスペースとしては、当市の避難場運営マニュアルにて4平米というふうに定めておりまして、スフィア基準の3.5平米を満たしているという状況でございます。

それから、トイレに関する基準は、約20人に1つ、男性と女性の割合は1対3となっておりませんが、トイレにつきましては、学校の体育館のトイレ及び国等からのプッシュ型支援にて支援される見込みの仮設トイレの使用を予定しているため、避難者数に応じて必要数分が確保できるようにしていきたいと考えているところです。

○諸橋太郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 丁寧な御答弁ありがとうございます。

スフィア基準とは、正式名称を人道憲章と人道支援における最低基準といい、災害紛争の影響を受けた人の権利、その人たちを支援する活動の最低基準として定められています。

阪神淡路大震災における避難生活で困ったことの1位はトイレでした。それは、今回の能登半島地震の避難所でも問題となっています。国の支援が足りているとは言いがたい状況に感じます。

また、2011年東日本大震災においても避難所が安全な場所になっていなかったと指摘されています。1人当たり十分なスペースを確保することやトイレの男女比もスフィア基準にありますが、これは最低基準でしかありません。授乳しているのを男性にずっと見られる、男性が若い女性の隣に来て胸に触れた、夜になると男の人が毛布の中に入ってくるなど、数字だけでは計ることができないこのような避難所の現状もあります。

プライバシーについてどう対処しているかも求められるものと考えます。大規模な震災などの場合には、長期間の避難生活が想定されます。プライバシーを求め、狭い車内での避難生活を選択したことで、エコノミークラス症候群を発症し、それが災害関連死につながってしまうことの問題も指摘されています。災害では助かった命が、長期間の避難生活等における心身の負担により亡くなられる災害関連死をいかに防いでいくのかという視点からの対応も必要かと考えます。

また、避難所には、高齢の方や、私のような障害を持つ方も避難してくるものと思われます。高齢者、障害者にとって過ごしやすい環境は、全ての人にとって過ごしやすい環境となります。車椅子をお使いの方もいるでしょう。高い段差があった場合は、車椅子での移動は制限され、高齢者は転倒のリスクも増大します。さきに述べたトイレについても、仮設トイレで対応は可能でしょうか。高齢者、障害者への対応は必須だと考えます。

災害はいつやってくるのか分かりません。そのときに備えて準備することは、市民の命を守る上で大切なことであります。避難所のバリアフリー化も含めた適切な避難所についてのお考えを改めて伺います。

○諸橋太郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 避難所のバリアフリー化という再質問かと思えます。

第2次避難場所となっている18か所のうち、16施設ではスロープの設置やバリアフリースイールの設置のいずれか、もしくは双方というような状況です。

それから、福祉避難所として指定されております市の公共施設、総合福祉センター、三日月、奥野の生涯学習センター、牛久運動公園の武道館、こちらは、スロープの設置、バリアフリーのトイレが設置されております。

また、福祉避難所用に、1階ごとに排せつしたものを電動で袋に閉じ込めて捨てればよいとい

うような仕組みのトイレがあるんですが、そちらを各２台ずつ配備できるような体制を整えております。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○１２番 出澤 大 議員 まず、第１次避難所に避難された方でも、体の具合や個人の状況によって適切な避難所に移動できるという認識でよろしいでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 やはり避難所の考え方としては、その方が避難する場所ですので、そういった考え方になろうかと思えます。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○１２番 出澤 大 議員 ありがとうございます。

次に、避難所への避難について、想定している滞在日数について伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 避難所の開設期間ですが、牛久市地域防災計画では、災害が発生した日、あるいは災害発生の可能性が高いと判断された日から、事態が終息するまでの期間、地震が発生した日から事態が終息するまでの期間と定められております。

被害が甚大でない場合には、１日から数日程度の開設となりますが、今回の能登半島地震のように被害が甚大な場合の開設期間は、具体的な想定はございませんが、数か月単位になることもあろうかと考えております。

また、避難所の開設が長期化となる場合は、状況に応じて避難所の集約化などを検討していくことになると思えます。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○１２番 出澤 大 議員 具体的な想定というのは、確かに難しいものと思えます。しかし、市民の安全を確保するため、今回の能登半島地震での状況を調査研究した上で、避難所の整備をお願いいたします。

ここまで申し上げた避難所の拡充については、相応の予算が必要になることと思えますが、避難所の設置、整備をする場合において、国の補助事業などについて把握されているものはありますでしょうか。もしあるとするならば、その申請の予定や準備について伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 避難所の整備に当たっての補助についてというような再質問かと思いますが、牛久市の場合には、まず第１次避難所が集会所等になっております。それから、第２次避難場所が学校等の公共施設ということになっております。

そうしますと、避難所を目的に造っているというよりは、既にある建物を避難所として指定をして活用させていただいております。ですので、例えば学校等であれば学校を造る場合の補助金とか、そういうものが活用されると思えます。行政区の集会所等については、国の補助金の制度等は把握してございません。市のほうで補助金を出しているというような状況でございます。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 ありがとうございます。

次に、消防体制について伺います。

輪島市において大規模な火災が発生し、甚大な被害が起きてしまいました。

その理由については、道路被害がひどく、消防車の到着が遅れたことや、断水で消火栓が使えなかったこと、また、一部の防火水槽が倒れた電柱に塞がれ使えなかったことなどで、消防隊や消防団の活動が阻害されたことも理由と指摘されています。

今回は出火点が1か所で、風も強くなかったのににもかかわらず、大規模延焼になってしまう危険性が顕在化したと専門家は分析しています。

本市においてもこのような状況に陥ることは十分に考えられますが、現時点で考えられる対応策があれば伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 大規模地震などにより、本市が被害を受けた場合の火災発生時の消火活動でございますが、牛久消防署や東部出張所といった常備消防では、道路も被害を受けるなど、現場到着が遅れる可能性もあり、また、地元消防団も被災者が発生するなど、消防力が劣勢になることも考えられます。

消防水利も地震の影響で使用できない等、十分な消火活動が期待できないことも考慮しなければなりません。

このような状況下で消火活動の基本方針としては、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行います。延焼が拡大した場合は、消火可能な地域を選定し、強風による飛び火警戒や人命の安全を考え、避難経路や避難場所の確保等を行います。

当市の消防団は、消防ポンプを積載した消防自動車を22台配備しておりますので、道路事情によっては人力でポンプを狭隘場所へ搬送するなどして対応してまいりたいと思います。

また、管轄する稲敷広域消防本部からの応援要請や、活動可能な消防団機能を火災発生現場に集結させ、水量が不足するような場合は、河川や沼、池などの自然水利、学校のプールや水槽車を活用して延焼拡大防止を図ります。

なお、大規模災害発生時には、ほかの地方公共団体や隣接消防本部間で災害時の相互応援協定を締結しており、応援部隊の要請や資機材の受入れなど、広域的な応援協力体制は確立されております。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 おっしゃられたように、通常の消防活動が行えない状況も考えられます。そのような状況をシミュレートした訓練の必要性も感じます。

また、迅速な初期消火においては、御答弁いただいたように、消防団員の担う役割は大きいと感じます。

そこで、本市の消防団の現状をどのように認識されているかについて伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 消防団の現状ということで、牛久市の消防団は、令和6年2月1日現在、

男性４１１名、女性８名、合計４１９名となっており、団本部２８個分団、女性部、市役所消防隊で構成されております。

年齢につきましては、令和６年、これも２月１日現在で、１０代から２０代で約２０名、３０から４０代で約２５０名、５０から６０代で約１５０名となり、平均年齢は約４７歳となります。

また、消防団員の出動手当、年額報酬につきましては、出動手当を４時間未満の災害出動の場合は４，０００円、４時間以上の災害出動となった場合は８，０００円、その他の会議、訓練などは３，０００円となっております。年額報酬につきましては、団員階級が３万６，５００円となっております。そのほか班長から団長まで階級が上がるごとに増額される構成となっております。

このような組織構成の消防団ですが、災害発生時は、地域密着性、即時動員力などの特性を生かし、消火活動や救助活動、避難誘導などを行っており、重要な役割を担っております。

特に消防署と地域住民のつなぎ役も果たすなど、自助・公助の両面を併せ持ち、地域消防力の向上に極めて大きな役割を果たしております。

当市では、このような状況の中で、団員数の減少が課題と認識しております。そのため、過去には団員の入団年齢の緩和や出動手当、年額報酬の増額、訓練の効率化など、団員の負担軽減と入団へのハードルが下がるような対策を行っているところでございます。

今後は、ＳＮＳによる消防団の周知強化や訓練のさらなる充実による団員の士気向上などにより、団員数の増加につなげ、牛久市の地域防災力の向上に努めてまいりたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○１２番 出澤 大 議員 消防団員の確保のため、様々努力されていることと思います。ただ、やはり報酬が少ないのではないかと感じます。御答弁にありましたように、牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例によると、団員は年額３万６，５００円で月額３，０００円足らず、班長３万７，０００円、部長４万２，０００円、分団長となっても年額７万３，０００円と、月額６，０００円ほどです。

けがややけど、場合によっては命を失うリスクを背負い、貴重なプライベートの時間を割き、地域の消防活動に従事されている方へのさらなる待遇の改善が必要かと感じます。

また、消防庁は、２０２１年４月の各市町村への通知で、消防団の会計を透明化するため、団員への報酬と団の運営費を区別し、確実に報酬が支払われるよう、団員の個人口座への直接支給を求め、報酬関連の条例改正を行い、改善を促してきたようです。

団員個人に直接支給すべき経費と消防団活動への必要な経費はきちんと区分し、それぞれにおいて適切に予算措置を行うべきと考えますが、本市の対応はどうなっているか伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 消防団活動への予算の計上の再質問かと存じます。

市では、消防団が活動する上で必要な経費につきまして、人件費等については個人へお支払いさせていただき、また、消防車両の購入費ですとか、機械、器具庫、詰所とよく言われますが、そこでの建設費用、維持管理費用、それからホース等の装備品等の経費は市のほうの予算できち

んと支出してございます。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 再度確認させてください。消防団員個人への報酬は個人に振り込まれているという認識でよろしいでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 個人の口座に振り込ませていただいております。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 ありがとうございます。

次に、本市に配備されているはしご車について伺います。

牛久消防署に配備されているはしご車は35メートルだとの認識ですが、現状、市内のマンションに対応できない高層階の世帯は何世帯と認識し、火災の際はどのように対応するお考えなのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 牛久市内には、4階以上の中高層建築物は、令和6年2月1日現在で140棟ほどございます。その中で、牛久消防署に配備している35メートルはしご付消防自動車が届かない13階以上の建物は14棟で、世帯数は209世帯と認識しております。

議員の御質問にもございました、はしご車が届かない高層建築物における火災消火活動でございますが、このような建物は、消防法や建築基準法により、火災予防上厳しい基準が定められているのが現状でございます。火災が発生しても、隣の部屋には延焼が拡大しない防火区画構造や防災性能で内装制限をされており、耐火性能が高くなっております。

また、7階以上の建築物には直接放水口にホースをつないで放水する連結放水管設備等が設置義務となっておりまして、消防隊は、このような高層建築物専用の消防施設を活用して、消火活動を実施することとなります。

火災発生時、逃げ遅れた人がいる場合は、気象条件にもよりますが、茨城県防災ヘリコプターで屋上から要救助者を救出したり、消防隊が隣室のベランダから火元の部屋へ進入し、消火活動を行うといった様々な方法がございます。

消防機関も、日頃から消防活動上必要な設備の活用や高層建築物への消火訓練を実施し、災害対策に備えているところでございます。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 私の居住するマンションの住民の方からも不安の声がありましたので、確認をさせていただきました。

高層建築物での消火訓練を実施し、災害対応に備えている。また、万一の際はヘリコプターで救助も想定されているとの御答弁、安心しました。

常日頃からそのような想定の下、訓練に励まれている消防隊の皆様に感謝申し上げます。

次に、災害時の相互支援に関する協定について伺います。

本市は、埼玉県北本市と宮城県加美郡色麻町と協定を結んでいるものと認識していますが、具

体的にはどのような相互支援内容となっているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 埼玉県北本市とは平成10年1月23日に、宮城県加美郡色麻町とは平成12年11月24日に、災害時等の相互応援に関する協定書を取り交わしております。

協定書の内容についてでございますが、両者とも同一でありまして、応援の種類として、食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供、被災者の救出、医療、防疫、施設の応急等に必要な資機材及び物資の提供、救援及び救出活動に必要な車両等の提供、救援及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣、上記以外に特に要請のあった事項というように定められておりまして、応援を受けようとする場合には、電話等により要請を行うこととなっております。

なお、同様の災害時相互支援に関する協定は、愛知県の西尾市及び県内では常陸太田市とも締結をしております。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 ありがとうございます。

御答弁によりますと、現在、本市は4自治体と協定を締結しているものと理解しました。

本市が大きな災害に見舞われたときには、幅広い地域からの支援の受入れが必要になるものと考えます。支援を受け入れる準備をしていくことも重要かと思っておりますので、万全の準備をお願いします。

また、今回の震災において対口支援という仕組みが注目を浴びましたが、本市としてはどのように受け止めているか伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 対口支援というのは、被災した自治体と支援をした自治体がお互いにパートナーとなって復旧復興における各種支援を行う方法というふうに理解してございます。

現在、茨城県を通じて人的派遣をしております職員派遣については、当初、避難所の運営等、まさに災害の対応という形、応急対応という形での派遣になっておりましたが、現在は罹災証明書の発行ということで、応急対応というよりは、その後の復旧復興に向けた対応というのが今現状でございます。

現在の派遣がちょうど県の要請によって行われているのが、5日間の日程で派遣してございますが、復旧復興という関係で、例えば半年とか1年とかというふうになりますと、なかなかハードルが高いのかなというふうに考えざるを得ないのではないかと考えております。

実際にそういうことの場合には、やはり各自治体の都合というか事情がございますので、そういったものが十分調整された上で実施されるべきではないかなというふうに考えます。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 私も今回の震災における報道で知りまして、非常に重要な仕組みだなと感じました。

今、御答弁いただいたように、その時々によっての状況によって様々変化してくると思います

が、受入れの準備、整えておくことは非常に重要かと思います。

次に、本市における木造住宅の耐震診断・補強設計・耐震改修を実施する場合の補助制度について伺います。

皆様、御手元の資料2を御覧ください。

上限100万円の補助を行っている自治体が多いように感じます。牛久市民が耐震改修工事を行おうと思った際、本市が行っているのは、耐震診断についての補助であるとの認識ですが、その内容とはどのようなものであり、また、過去3年間で採択された件数と補助額について伺います。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 お答えいたします。

牛久市では、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、おおむね5年ごとに、牛久市耐震改修促進計画を改定しております。

牛久市耐震改修促進計画は、市内の既存建物の耐震化を促進することにより、令和6年能登半島地震のような大規模な地震災害に対して、市民の生命、財産を守ることを目的としております。

この計画の具体的な促進支援策として、平成18年度より、旧耐震基準で建築された木造建築の所有者に対して、国、県の補助制度を活用し、木造住宅耐震診断士派遣事業を実施しており、一定の条件を満たせば、無料で木造住宅の耐震診断を実施することができます。

実績といたしまして、令和3年度から5年度までの3年間においては、5件行っており、令和5年度までに482件の耐震診断を実施しております。

牛久市では、耐震補強設計や耐震改修工事に対する補助制度等は実施しておりませんが、県内他市町村の実施状況といたしましては、先ほど議員のほうから御紹介ございました1件当たり100万円を上限としまして、耐震補強設計と耐震改修工事を一体的に支援する補助事業を実施している市町村が県内26市町村でございます。

しかしながら、令和5年度の申込みは6市にとどまっており、各市1件から2件程度の実施となっておるといふように伺っております。

申込み件数が少ない理由といたしまして、耐震診断の結果を受けて、建て替えや移転、引っ越しを検討される方や、築40年を経過している住宅のため、耐震工事と併せて、設備、外構、断熱等のリフォームを検討されるケースが多く、工事費が高くなる傾向にあり、補助金だけでは実施が難しいことなどによるものと分析しております。

次に、牛久市の耐震化率についてですが、平成18年度より耐震化の啓発や無料の耐震診断を実施した効果もあり、令和6年1月現在の茨城県が集計した市町村別の住宅耐震化率では、推計約92%であり、県内で5番目に耐震化が高い自治体となっております。

以上のように、牛久市におきましては、現在、住宅の耐震化が順調に進んでいることから、耐震補強設計や耐震改修工事の補助は検討しておりませんが、今回の能登半島地震の発生に伴う新たな補助制度創設等につきましては、国、県や他市町村の動向を注視しながら、必要性を引き続き検討してまいります。

また、今後も、耐震化に関する情報を市ホームページや広報紙等、あらゆる機会で発信するとともに、牛久市耐震改修促進計画を改定し、住宅耐震化の促進・啓発に努めてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 この能登半島地震に関わる質問も終盤になってきておりますので、初めのほうの質問についてちょっとお答えさせていただければというふうに思っております。

先ほど出澤議員のほうから龍ヶ崎市の初動対応が早かったといったことの弁があったかと思いますが、龍ヶ崎市は、被災に遭った自治体とは、たしかコロッケのつながりでつながっていたといったことで、窓口が独自に取れたという、直接連絡体制があったといったことを龍ヶ崎市長から伺っております。

牛久市の場合は、能登半島の自治体に対してそういった直接連絡が取れるところがなかったといったことで、牛久市の初動対応としましては、早々に過去の震災のときに取った対応も含めて、もう御承知のように、募金箱の設置等々を行ったわけですが、それはその後に茨城県から、1月7日に人的派遣要請があったわけですが、その場で防災課職員を1名派遣するといったことを決定しまして、3日後から派遣しているわけですが、

これは茨城県内の自治体の中では早い派遣であったというふうに記憶しておりますし、また、その後も牛久市としては、先ほど申し上げましたとおり、独自の窓口がないものですから、茨城県を通して支援していかななくてはならないといった中で、初めに派遣した職員が現地の能登町の職員とつながりを持ちまして、その連絡体制の下、非常食とブルーシートをこちらから送ったといったことになります。

その後も、県からは人的要請がありましたので、その都度人的要請に沿うような形で職員を派遣しているわけですが、今、現時点でも県からもそういった要請がありますから、引き続き、市としましては、その要請に応えていくべきであろうというふうに思っておりますので、御承知おきのほどよろしくお願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 沼田市長、補足の説明ありがとうございます。

また、本市としては、長期間の啓発や無料診断などの効果があり、県内で5番目に高い耐震化率だとのこと、これは確認不足でした。この場に立ち、執行部の皆様に質問する際は、知らないことを聞くのではなく、自らも質問の背景を理解した上で、その確認となるよう心がけております。これまでの本市の取組の結果として、高い耐震化率とのことだと改めて認識いたします。

御答弁にあったように、各市町村においての耐震改修工事の補助実施件数は少ないのかもしれませんが、しかし、耐震化工事の必要があり、かつそれを望む市民がいらっしゃった場合には、それに応えられる補助制度も御用意していただきたいと思いますので、ぜひ前向きな検討をお願いします。

次に、予算の編成について。

予算の編成過程の情報公開と透明性の向上について伺います。

配付した資料の3を御覧ください。

東京都小平市では、このような流れで、編成過程も公表がなされています。

定例会の2週間程度前に予算の説明がされるのも丁寧であり、議会が予算の詳細を細かくチェックできる時間的余裕があるものと感じます。

本市における予算編成の流れも小平市と大きく変わらないものと推察しますが、小平市と同様に予算編成の過程を公表し、市民や市民の代表たる我々議会と予算について丁寧な議論を試みてはいかがでしょうか。執行部の受け止めに伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 本市の令和6年度当初予算編成につきましては、会派代表質問の中でも御答弁申し上げたとおり、10月に予算編成方針を定め、予算要求を開始し、11月には市長ヒアリング、財政課ヒアリングを行い、ヒアリング後は、財政課における予算査定などの編成作業を進め、1月上旬には各部に対して当初予算の内示を行ってございます。

各部におきましては、当初予算の内示を確認した後、予算の復活を望む場合は、財源を調整し、予算の復活要求を行ってございます。

復活要求後は、財政課におきまして、再度、予算の編成作業を進め、1月末には予算編成会議を開催し、各部長等に対して当初予算の内容の説明を行い、2月上旬には庁議を開催し、本市における意思決定を行っており、予算書の印刷までを含めると、タイトなスケジュールの中で予算編成作業を進めている状況にございます。

議員が示されました東京都小平市における予算編成の流れにつきましては、時期や提案事業の扱いなど、本市と多少の差異は見受けられますが、おおむね違いはございません。

しかしながら、本市におきましては、これまで市民の代表である議員の皆様は、まずはお知らせするとの考えの下、市議会議員全員協議会におきまして、当初予算の概要を配付し、説明した後、当初予算案の概要及び予算編成の推移を市ホームページにおいて公表しておりましたが、令和6年第1回定例会からは、予算編成に対する会派代表質問が開始されることに伴い、当初予算の概要につきましては、庁議終了後、速やかに議員の皆様にお知らせするよう改めたところでございます。

現時点では、議員の皆様にお知らせし、市議会議員全員協議会において説明を行った後に、当初予算案の概要及び予算編成の推移をホームページで公表していくとの考えにつきまして、変更することは考えてございませんが、市議会議員全員協議会後に公表しておりました予算編成の推移につきましても、当初予算案の概要と併せまして、議員の皆様にお知らせするよう変更してまいります。

今後、予算編成過程を公表することの効果や影響に加え、他市における予算編成過程の公表状況や内容を調査し、財政運営の透明性の確保が図れるよう、引き続き検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 おっしゃるように、行政の専門家である職員の皆様が膨大な時間をかけ組まれた予算です。スケジュールもタイトであろうことも理解しております。新たな仕事を

増やすのももちろん本意ではありません。しかし、専門家の皆様が、数か月もの時間をかけた予算を我々議会が細かくチェックするための時間が短いのではないかと感じております。これは、私が1年生議員であり、慣れてないことも理由かもしれませんが、もう少し精査をする時間をいただきたいと強く感じます。

常に1か所に執行部、議員が集まらなくても、IT技術を活用して、事前の公開、説明は行えるものと思います。やり方は様々考えられます。現状に甘んじることなく、新しいこと、常に新しいこと、困難なことにチャレンジしていくことでこそ見えてくる課題もあるものと考えます。

執行部の皆様からは、国や他市の状況を見てとの言葉は頻繁に聞こえてきますが、それでは本市から先進的な取組について発信していくのは難しいのではないかと思います。

令和5年12月定例会での私の一般質問や、また、昨日の同僚議員の会派代表質問でも取り上げられていた事務事業評価制度も併用することができれば、事業の廃止や縮小の根拠を市民に向けて公表することにもなり、また、その後の予算編成過程の透明性を向上させることで、市民の市政への参加につながり得るものと考えます。

御答弁の最後「引き続き検討してまいります」という言葉に心より期待をいたしますので、どうか前向きに検討していただけるようお願いいたします。

次に、かっぱ号の現状と今後の展望について。

まず、減便の判断に至るまでに本市が行った調整について伺います。

減便の理由については、平成30年に改正された働き方法案のうち、自動車運転業務に対しての時間外労働の上限規制及び自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の改正が令和6年4月1日より適用されることにより、運転手不足が一層深刻化することによるものだとの説明がありました。

牛久市地域公共交通計画によると、公共交通の充実を図るためには、行政機関だけでなく、市民、地域団体、交通事業者等、多様な主体が参加、連携して進める必要があるとの記載があります。

法改正から5年余りの猶予期間中に、利用者である市民や地域団体、そして事業者である関東鉄道さんとはどの程度の頻度で議論が行われ、最終的に減便との判断に至ったかについての説明をお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 法改正からこれまでに本市が行った経過を申し上げますと、働き方改革関連法が改正された平成30年度時点では、本市のコミュニティバスへの影響についての議論はしておらず、むしろこの時期に、利便性の向上を図るべく、事業者とともに、新規ルートやルート変更などの議論を重ね、令和2年10月に、ひたち野地区への新規ルートの導入、あわせて、利便性を高めるため、ルートの変更を実施いたしました。

また、令和2年からのコロナウイルス感染症の拡大により、市民の移動が大きく変化し、バス事業にも大きな影響が及んだものの、かっぱ号につきましては、事業者の協力の下、便数や時間などを減らすことなく運行を継続し、運転手の不足による減便という議論には至っておりません。

でした。

その後、コロナウイルス感染症が５類に移行した令和５年５月以降、落ち込んだ利用者数は一定の回復を見せてはおりますが、本市のかっぱ号におきましても、コロナ禍前の利用者数には戻っていない現状であります。

本市における具体的検討につきましては、令和６年度事業の内容を決定するに当たり、本市から運行事業者である関東鉄道株式会社に対して、昨年の６月末に、令和６年４月のダイヤ改正案の検討の依頼をいたしました。

その際には、交通弱者、移動困難者ゼロを目指し、かっぱ号の増車などを含め、サービスを維持、向上させる場合の事業費の算定も併せて依頼しましたが、事業者からは、既に運転手不足の影響により増車の対応は不可能である旨の回答があり、法改正等の適用による減便を前提とした協議となりました。

その後、７月にダイヤ改正案が提示され、改正案について本市から改善の申入れを行い、令和６年度当初予算の要求時期である１０月を前に、ダイヤ改正の素案を作成いたしました。

改正の素案を作成した後に、ＪＲ常磐線との接続時間の調整などの変更を行い、１２月に最終案として決定した後、１月に開催いたしました牛久市地域公共交通会議にダイヤ改正案として付議し、承認を得たところでございます。

会議におきましては、法改正や運転手不足など、改正に至るまでの背景を踏まえ、減便を伴うダイヤ改正案を説明し、運行事業者である関東鉄道株式会社からも、路線バスを含めた減便などの状況について併せて説明がなされました。

結果といたしまして、全国的な運転手不足の状況などにつきましておおむね理解があり、減便は致し方ないという結論に至ったものと理解しておりますが、委員からは、ダイヤ改正以降、うしタクの運行も含め継続して検討する必要があるとの意見もなされてございます。

以上でございます。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○１２番 出澤 大 議員 御答弁にありましたように、コミュニティバスの減便の影響を、バスだけで改善を図ることは難しいものと感じます。その他の交通機関との連携は必須ですが、新たな枠組みの必要性も感じております。

今の御答弁からは、令和５年第３回定例会において私が行った本市の公共交通機関についての質問への答弁とあまり変わっていないものと感じます。

旅客ドライバーの減少が止まらないことは明白であり、今後さらなる減便を決断せざるを得ないための、代替案の確保は喫緊の課題です。

滋賀県大津市の高台にある約３，０００人が住む比叡平学区は、京阪バスは、便数を約３割削減し、平日の最終便を午後８時台から午後７時台に繰り上げられ、学校のクラブ活動ができない、病院に通えないと引っ越しする世帯も出ているということです。

現在、本市においては、そのような状況、そこまでの状況ではないとの認識ですが、駅から離れた東部地域は高齢化率も高く、市民の貴重な移動の足を奪うことは、地域のさらなる衰退を招

きかねない問題であるとの認識です。

公共交通機関は本市の問題だけではなく、全国各地で起きている問題です。ゆえに、全国各地で様々な取組が行われています。それらを積極的に視察研修を行い、本市が公共交通機関問題の先進事例をつくるくらいの大きな目標を立て、執行部と我々議会とで積極的な議論を交わし、協力してこの難題に臨むべきだと考えますが、執行部のお考えを伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 すみません、バスの減便による対応につきましては、先ほど申し上げましたが、運転手不足の状況などにより、限られた中での検討となりまして、かっぱ号やうしタクなどの既存の交通手段には、運転士不足が解消されない現状では一定の限界があるものと考えてございます。

今後におきまして、公共交通の見直しに当たりましては、これまでの公共交通に加えまして、自動運転やライドシェアなど、新技術の導入は考えなければならないものと考えてございます。

しかしながら、そのような新技術に関しましても、安全性や、また、コストなど、さらに精査しなければならないことが多くございますので、先進自治体の状況を調査し、本市の公共交通の現状や、また、本市の地域的条件に合ったものも制度として取り入れようと考えてございます。

以上でございます。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 おっしゃるとおり非常に複雑な問題ですので、これからも引き続き様々なことを検討し、解決に向けて一緒に努力していただければと考えます。

次に、大きく5番目、二所ノ関部屋と市民との交流について伺います。

1月場所での大の里の初入幕で敢闘賞の獲得は、牛久市民にとってもうれしい出来事でした。牛久駅やひたち野うしく駅に横断幕を掲げるなど、牛久市としてもお祝いムードを盛り上げて、市民と二所ノ関部屋さんとの良好な関係の構築に一役買ってもよかったのではと感じました。どのようにお考えでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 答弁者に申し上げます。

答弁残時間が残り少ないので、簡潔にお願いいたします。高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

直近の1月の初場所において、大の里関が幕内新入幕にて敢闘賞を獲得し、大きな話題と希望を与えていただきました。その際ですが、市長が千秋楽パーティーに出席し、直接お祝いを述べさせていただきました。

また、その1月場所では、ひたち野うしく駅の、市で管轄しているポスター掲示板があるんですが、そちらに二所ノ関部屋応援ポスターと番付表のほうを掲示をさせていただきました。

今後につきましても、その時々で変わることはあるかとは思いますが、できることを検討してまいりたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 ありがとうございます。

時間的な制約がある中、明確な御答弁ありがとうございます。

次に、取組や出稽古に向かうのか、ひたち野うしく駅に自転車で向かう力士を私はよく見かけます。駐輪場の利用において、現在、助成などは行っているのでしょうか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 本場所開催時等の移動手段として、ひたち野うしく駅の駐輪場を御利用いただいているということは承知しております。

しかしながら、この駐輪場に関しまして、利用代金の補助制度、こういったものは現在ございません。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 たかが数百円かもしれませんが、牛久として応援していますよというメッセージが伝わるのではないかなと感じます。

次に、一年を通じて、本市においても様々なイベントが催されています。昨日の一般質問にもありました牛久シャトーでも様々なイベントが行われていると存じていますが、それらに二所ノ関部屋の力士が参加して、市民と交流を深めるようなイベントがないように思います。

私の居住するひたち野地区の住民は、日頃から二所ノ関部屋の力士を見かけることが多く、部屋の住所は阿見町ですが、生活圏は完全にひたち野地区です。近隣の住民からは、牛久市はどう考えているのかと御意見を頂戴することも多いです。二所ノ関部屋に積極的に働きかけ、市民との接点を増やしていただきたいと考えますが、執行部の受け止めに伺います。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

二所ノ関部屋は阿見町にございますが、二所ノ関部屋の方々が出稽古等に行く際にひたち野うしく駅から電車を利用していること、さらには、自転車で牛久市内のスーパーマーケットで買物をしているところを見かけることがある、そういったことから生活圏は牛久市であるということとは考えられます。

二所ノ関親方が牛久市出身であること、力士には地元の高校出身者がいること、さらには、地元出身者が入門したことを考えれば、牛久市とは密接な関係や歴史があり、今後も様々な場面において交流を増やしていくことも検討していかなければならないと考えます。

直近ですが、先ほど議員からもございました2月17日の牛久シャトーにて開催された日本遺産フェスタ、こちらにおきまして、二所ノ関親方からのビデオメッセージをお寄せいただきました。

また、当日、ひたち野うしく地区にあるつくば栄養医療調理製菓専門学校の生徒さんによる二所ノ関部屋応援ちゃんこ鍋の配布なども行いました。

このように、もっと市民と二所ノ関部屋の方々が触れ合う機会、または場を増やし、地域一体で応援していけるような関係性を醸成することができるよう、方策を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 市としても様々考えてくださっているものとは思いますが。

次に、最後の質問であります。牛久市出身であり常総学院野球部出身の方が新弟子検査を受検しました。牛久市出身ということで、市民の皆様の注目度も高いように思われます。市を挙げて応援していくお考えはありますでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

二所ノ関部屋に牛久市出身の方が入門したことは存じております。

相撲に限らず、牛久市には様々な分野において活躍されている方がたくさんいらっしゃいます。今回の二所ノ関部屋に入門された方に限ることなく、広報紙やSNS、そういった媒体などを使って応援のほうをしっかりと検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 ありがとうございます。

先ほど申し上げましたように、二所ノ関部屋は阿見町にございます。どうしてそのようになったのか、経緯について私は詳細は存じ上げませんが、沼田市長に変わって関係性が変わってきたのかなというふうに思っています。沼田市長には、これまでより一層、二所ノ関部屋との関係を構築していただいて、市民との交流の場を増やしていただきたいと思います。

質問は以上になります。執行部の皆様、ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で、12番出澤 大議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時25分といたします。

午後0時11分休憩

午後1時25分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、22番石原幸雄議員。

〔22番石原幸雄議員登壇〕

○22番 石原幸雄 議員 改めまして、こんにちは。

自民党うしく21に所属しております石原幸雄であります。

ただいまより通告に従いまして、市政全般について5点の一般質問を行います。

まず、第1点目といたしまして、外部監査制度の導入について質問をいたします。

申し上げるまでもなく、地方自治体には監査委員が配置されており、本市においても2名の非常勤の監査委員が在籍していることは論をまたないところであります。

一方、近年、地方自治体の不祥事等が社会問題となったことを契機として、第三者が地方自治

体の行財政をチェックする目的で地方自治法が改正され、外部の専門的な知識を有する者により客観的な監査制度を導入することが決定されたと認識をいたしております。

すなわち、外部監査制度は、包括外部監査契約に基づく監査と、個別外部監査契約に基づく監査とに分類されますが、地方自治法では、都道府県、指定都市、中核市については、包括外部監査契約を義務化しているのに対して、その他の市町村は、条例により外部監査制度を導入することができる」と規定されており、茨城県内の自治体においては、中核市である水戸市が包括外部監査契約に基づく監査制度を、また、つくば市が個別外部監査契約に基づく監査制度を導入していると聞き及んでおります。

ところで、本市では、昨年、本市が事務局となっている農業関連団体等の会計及び観光協会の会計において、合計でおよそ１，０００万円の使途不明金のあることが判明したことは記憶に新しいところであります。

そこで、本市において、今後このような不祥事の発生を未然に防止するとともに、第三者によるより透明性の高い監査体制を確立する意味で、この際、外部監査制度の導入に向けた条例の整備を検討すべきと考えるのでありますが、本件についてはどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○諸橋太一郎 議長 野口克己総務部長。

○野口克己 総務部長 昨年発覚しました使途不明金は、本来であれば職員の模範となるべき、監督を行うべき管理職が行ってしまった不祥事でありまして、今後、このようなことがないように再発防止策を講じることは誠に重要であり、講じつつあるところでございます。

今後予定しておりますものとして、まず内部通報制度の創設に向けた準備を現在進めております。管理職の指示、上司の指示であっても、通常の指示とは異なる場合など、部下から上司に対しての意見を言にくいといったような状況でも、相談者の秘密は守られた状態、匿名の状態であっても、部署を超えて相談、あるいは通報、そういったことが行える体制の構築を目指しております。

次に、牛久市公金取扱マニュアルの改定を行いました。現金管理を行っている担当課長による通帳引き出しの決定権、これ従前は課長にありました。今回の事件も課長自身が通帳を引き出すための判こを押して、持ってきた通帳の金を自分の机の中に入れていたという事件でありました。これは、決定権を部長に引上げます。お金を使う人と通帳を持ち出すことを許可する権限がある人、これを分けて公金管理の強化を行います。

加えて、公金取扱いマニュアル改定に当たりまして、市監査委員が財政援助団体の監査を実施するに当たりまして、従来より踏み込んで不正を分かりやすく指摘できるような内容の改定を目指して、今後も作業を続けてまいります。

次に、今回の不祥事というのは、準公金の正しい取扱いを含む公務員倫理についての意識の低さが背景にあるものと考えております。そういう職員がおったということです。職員研修を実施しまして倫理感を高め、法令を遵守し、公務に対する市民の信頼を確保していくことを目指して努力をしてまいります。

御質問の外部監査制度、これにつきましては、新たに外部の監査人を1名選任し、監査を強化するといったことでございますけれども、今回行われたようなありようというのは、監査人の目を持ってどうということよりも、単純にマニュアルをきちんと守ることができなかったという部分にあるかと思しますので、このあたりはマニュアルの改定、倫理の徹底などを通して自らを律し、再発防止策の構築を行い、信頼の回復に努めてまいるといようなことで御理解いただきたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 今の部長の答弁によりますと、より透明性の高い監査制度を確立していく意向があるので、外部監査制度の導入は、現在は念頭にはないという理解でよろしいですか。

○諸橋太一郎 議長 野口克己総務部長。

○野口克己 総務部長 外部監査制度、それ自体としては現在、導入されているのは先ほど議員から御紹介がありましたように、県内、水戸市であるとか、あるいはつくば市であるとか、直近では後期高齢者の医療圏でしたかね、導入されたばかりというふうに伺っております。

こちらの機能については、高度に専門的な人材を投入し、数か月をかけて外部監査を行う、それ自体としては透明性の向上、専門的な分析ということに非常に有用なツールであると思います。しかし、現状では、この不祥事に対する対応としては、先ほど申し上げたような状況で具体的な条例についての検討が行われているというところではございません。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 これ部長、将来的にはどうなんですか、導入については。

○諸橋太一郎 議長 野口克己総務部長。

○野口克己 総務部長 こちら、牛久市規模の自治体では導入に向けての歩みというのはまだ進行途中かと思えます。そちらについては、もちろんこういった仕組みが法律に自治体の権能としてあり得るものとしてあるわけですから、それは決して否定されることではないというふうに考えます。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 部長の答弁によりますと、決して外部監査制度の導入は、将来的には否定をしないということで理解をいたしました。が、いずれにしても、税金の使途の問題でありますので、より透明性の高い監査体制を築いていただけるものと期待をいたしまして、次の質問に移ってまいります。

次に、第2点目といたしまして、企業誘致に関わる優遇策について質問をいたします。

御承知のように、本市においては、企業誘致に関わる優遇策の一環として、工場などの設備投資を実施した企業に対する3年間の固定資産税及び都市計画税の減免措置を導入済みであります。

その一方で、長引く不況により、景気の先行きが依然として不透明であること。また、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響がいまだに尾を引いていることから、昨今は、企業の本格的な設備投資等が期待しがたい時代であり、それらを踏まえて、今後の本市の企業誘致を考慮すると、

他の自治体とは異なる特色ある優遇策の具現化が求められているものと判断をいたします。

ところで、市長は、企業誘致の推進を公約の一つに掲げて当選をされましたが、これまでの企業誘致に関わる同僚議員の一般質問に対する市長答弁において、そのための奨励策や優遇策を検討中であるとの回答が示されていたと記憶をいたしております。

そこで、この際、企業誘致に関わる優遇策の一環として、固定資産税及び都市計画税の減免期間を現行の3年から5年ないし6年に改めることを検討すべきと考えるのでありますが、本件についてはどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 お答えいたします。

当市では、平成17年度から、市内に事業所を新設または増設する企業に対し、固定資産税及び都市計画税相当額を奨励金として3年間交付する税制優遇措置を設けて企業誘致の促進を図っているところでございます。令和5年度までの累計で延べ22社に対し、約17億5,000万円の奨励金を交付しております。

御指摘のとおり、企業誘致は公約の一つに掲げられている重要施策であり、また、企業誘致に当たっては、他の自治体の条件をしのぐ優遇措置が必要であるというふうに考えております。

そこで、市では、新たな企業誘致制度として、牛久市中心市街地事業所開設補助金を創設いたします。

この補助金は、商業地域の活性化並びにまちのにぎわいや魅力の創出と雇用機会の拡大を図ることを目的としており、他の自治体より有利となるような制度設計といたしました。

対象区域は、都市計画上の商業地域及び近隣商業地域であり、かつ、牛久市都市計画マスタープランにおける中心市街地ゾーンで、対象事業は、コールセンター、データセンター、事務センターといった事務系に限定をしております。

300平方メートルの面積要件のほか、創業開始時の従業員数は10名以上、創業開始後8年間は事業を継続するなどの交付要件があり、1事業者に対する交付額は、最大5年間で5,000万円となります。

交付額については、年ごとの限度額を定めないことで、交付要件の範囲内ではございますけれども、5年間の配分をどのようにするか、事業者の裁量に任せるというフレキシブルな制度になっております。

市では、製造業、運輸業、情報通信業を対象とする現行の奨励金制度を今後も継続するとともに、今までなかった事務系の事業所を中心市街地に、誘致制度も活用いたしまして企業誘致のほうを推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 今の部長の答弁で市長の提唱する企業誘致の新たな優遇策というのが判明したわけでございますけれども、私が申し上げたいのは、やはり、より差別化をする意味での税の面での優遇策の提唱であります。これについてはどうでしょう。以前に、私がこの種

の質問をしたときに、記憶にあるかも分かりませんが、当時の部長の答弁としては、固定資産税、都市計画税の５年ないし６年への減免、要するに見直しについては一考に値するという答弁が議場でなされたものと記憶をしておりますが、それはいかがでしょう。再度お尋ねをしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 奨励金制度のほうにつきましても、たしか前回の質問のときもお答えはしているかと思いますが、現在、工業団地等も空きがないといった状況もございますので、そういったところをトータル的に考慮しながら、今後も検討していきたいと思っております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○２２番 石原幸雄 議員 ぜひ検討をしていただきたいと思います。あれですか、今後、具体的にいつ頃までにというお答えはできますか。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 ただいま申し上げたように、工業団地の状況とかそういったものもございますので、今の時点でいつまでというのはちょっとお答えは難しいかなと思います。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 工業団地の件につきましては、現時点で拡張できる場所が決まっていないといえますか、そういった計画すらもございませんので、そういった計画が見通せた、もしくは立案された段階で御相談させていただければというふうに思っております。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○２２番 石原幸雄 議員 ということは、市長、新たな計画なり何なりが出てきた場合は、５年ないし６年への税金の減免期間の見直しも視野に入れていいという理解でよろしいですか。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 計画が出来た段階で検討するといったことしか、今のところ申し上げられません。申し訳ございません。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○２２番 石原幸雄 議員 よく分かりました。

いずれにしろ、この問題も企業誘致にとっては、今後、他の自治体との差別化をするという意味では、非常に大きな問題であると思っておりますので、これは市長の政治的な英断にかかっていると思っておりますので、よろしく願いを申し上げておきたいと思っております。

それでは、次に、第３点目の質問でございます。

第３点目といたしまして、消防団の活動費用の在り方について質問をいたします。

御承知のように、本市の消防団は２８個の分団で構成されており、一朝有事の際には、地域住

民の生命と財産を守るという崇高な使命を有する団体であることは論をまたないところであります。

一方、消防団の活動に要する費用は、本市から支給される出動手当などの費用弁償を除いて、各分団が管轄する区域内の行政区などから提供される消防協力金に依存しておりますが、この消防協力金については、様々な問題が指摘されていると認識をいたしております。

一例を挙げれば、各分団が管轄する区域内の行政区の規模や金額に相違があり、そのために各分団に提供される消防協力金の額にばらつきが生じていることから、公平性に欠けるのではないのかなどであり、この点は、今後の消防協力金の在り方を考える場合、極めて重要であると存じます。

ところで、少子高齢化は本市においても例外ではなく、行政区の中には、構成員である世帯数が減少し、いわゆる限界集落が現実味を帯び始めているところもあり、この現象は、特に東部地域において顕著であると存じますが、このままの状態が続けば、将来的には、行政区を通じて提供される消防協力金の在り方にも影響の出ることが大いに懸念されるのであります。

そこで、この際、本市の消防団の活動に要する費用については、各行政区などから提供される消防協力金に依存するのではなく、本市の税金で賄うことを検討してはいかがでしょうか。

なお、その際には、現在、各分団に提供されている消防協力金の総額の平均額が一つの目安になると判断をいたしますが、消防団の活動費用の在り方については、どのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 消防団の活動費用の在り方の御質問にお答えいたします。

消防団員は、行政区や地域とのつながりが強く、消防団としての活動を超えて、各地区のお祭りや運動会への参加など、様々な行事に積極的に参加しております。

このような地域活性化への貢献などに対し、地域の青年グループとしての消防団を応援する意味を込めた支援金と認識しております。

これは行政区と消防団で長年慣行的にやり取りされてきたものであり、市は関与しているものではございません。

一方、消防団が活動する上で必要な費用につきましては、市で負担をしております。車両の購入費用、機械器具庫の建設費用、維持管理費やホース等の装備資機材費、団員の手当等の人件費など、消防団の活動に係る経費は市の予算に計上しておりますので、市で消防団の活動費は負担しているものと認識しております。

市では、今後も装備資機材のほか、分団機庫の維持管理や人件費など、消防団活動に必要な経費につきましては、引き続き負担をしてまいります。

また、支援金につきましては、消防団の本部会議でも協議してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 今、部長の答弁によりまして、消防団の今後の活動費用の在り方は、現場である消防団のほうでも議論の対象としていきたい旨の答弁がありましたので、この点につ

いては、様々な問題もあると思いますので、今後の議論が私が提唱している方向に向けて進まれるものと期待をいたしまして、大いに期待をいたしまして、次の質問に移ってまいりたいと思います。

次に、第4点目といたしまして、災害時の水の確保、この問題については、同僚議員の質問とも重なる部分もありますけれども、災害時の水の確保について2項目の質問をいたします。

まず初めは、給水車の増車についてであります。

申し上げるまでもなく、近年は地球温暖化の影響によりゲリラ豪雨や暴風雨が多発し、道路の冠水や崖崩れなどの土砂災害に加えて、農作物への甚大な被害が発生することは論をまたないところであります。

一方、13年前の東日本大震災の際、本市において何が最も必要とされたのかを振り返ると、水の確保であったと記憶をいたしております。すなわち、茨城県南水道企業団が管理する水道管に問題が生じ、本市の住宅密集地の多くの住民が飲料水等の確保に大いに困惑したとの事実が思い出されるのであります。

ところで、本市には、災害発生時などへの備えとして、1台の給水車が配置されていると存じますが、東日本大震災の発生時、多くの市民から給水が遅いとか、給水車の台数が少な過ぎるなどの不満の声が寄せられたと聞き及んでおります。

それゆえ、この点を踏まえ、今後も発生が予想される大震災などへの備えとして、給水車の台数の見直しが検討されてしかるべきと考えるのでありますが、本件についてはどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 現在、牛久市は、給水車1台を保有しており、一度に運べる水の量は2,000リットルというふうになっております。

給水車は大規模災害発生時や施設等で断水が発生した際など緊急時に使用されますが、平常時はイベントや防災訓練時の使用に限られ、昨年度の使用は1回というふうになっております。

2011年の東日本大震災のときには、市内で断水が発生した地区に出動し、連日、住民に対する飲料水の供給に役立ちました。

給水車は、市が保有する1台のほか、県南水道企業団においても3台保有しており、必要に応じて出動することになっており、東日本大震災の際も2台が市内に出動いたしました。また、先月発生した能登半島地震においても、当企業団保有の給水車1台が石川県に派遣されたというふうに聞いております。

市といたしましては、災害時の飲料水備蓄の状況、飲料水等を供給可能な井戸の状況なども考慮しながら、給水車の増車の必要性について検証してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 今、次長の答弁によりまして、給水車の増車を検討していくという旨の答弁がありましたが、これ次長、あれですか、令和6年度中にも検討していただけるん

ようか、どうなんでしょう。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 災害への備えということで、なるべく早いということが大事になると思います。いずれにいたしましても、防災という観点もございますので、防災部局のほうと連携しながら検討のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 今、次長のほうから前向きな答弁がありましたので、その答弁に期待をいたしまして、次の質問に移ります。

続きまして、井戸の整備についての質問をいたします。

申し上げるまでもなく、井戸はライフラインの一つであり、本市でも上水道の未整備である地域において常用されていることは論をまたないところであります。

一方、大規模な災害の発生に伴い、上水道が断水した場合、給水車による給水が実施されますが、本市の住宅密集地の中には、高齢の住民世帯の多いことに加えて、車両の進入が容易でない地域も存在することから、このような地区については、災害時の飲料水等の確保策として井戸が極めて有効であると考えます。

ところで、本市では、各行政区を主体とする自主防災組織が着々と整備されているものと認識をいたしておりますが、大規模な災害が発生した場合、各地域の第一線で現場対応をするのは、自主防災組織であると判断をいたします。

そこで、今後の大規模な災害の発生時の水の確保策として、高齢者世帯を多く抱え、かつ給水車両の進入も容易でない地区を担当する自主防災組織に対して、地区内の公園などの一角に井戸を整備するよう行政指導を実施してはいかがかと考えるのでありますが、本件についてはどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 まず、井戸の設置につきましては、牛久市では、行政区の区民会館等へ防災用井戸の設置に取り組んでおりまして、市内公園への井戸の整備は実施する予定はございません。

令和6年度は、中央行政区が区民会館を新築する敷地内に井戸の設置を予定しているところでございます。

なお、500ミリリットルのペットボトルの備蓄が1万7,400本、岡田小学校、田宮防災広場、刈谷第2街区公園、みどり野第1街区公園内に上水道が常時循環している飲料水兼用の耐震性貯水槽がございまして、340トン分の飲料水を確保しているという状況でございます。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 そうすると、部長、行政側からは井戸の整備についての働きかけは特にしないという理解でよろしいんですか。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 東日本大震災を契機としまして、井戸の重要性を再確認しまして、現在、行政区の区民会館等を中心に５９か所の井戸を市内に整備させていただいているという状況でございます。

一方、議員の御質問にもありましたとおり、行政指導といいますか、各地区で井戸が必要というふうに感じているということについての意見やお声は真摯に聞きながら、やっぱり考えていくべき問題とは考えております。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○２２番 石原幸雄 議員 そうすると、部長、再確認ですけれども、いわゆる自主防災組織という行政区に対しては、状況を見ながら行政指導も、井戸の整備についての行政指導もしていくという理解でよろしいんですね。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 まずは各行政区の自主防災組織の方々の御意見を聞きながら進めたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○２２番 石原幸雄 議員 水の確保の問題は、何度も申し上げるように、同僚議員からのお話にもあったように、極めて、災害時には命をも左右する大きな問題でありますので、この問題についてはひとつ真剣に取り組んでいただけるものと期待をいたしまして、最後の質問に移ってまいります。

最後に、第５点目といたしまして、旧奥野小校舎の利活用策について質問をいたします。

申し上げるまでもなく、おくの義務教育学校の校舎一体化整備工事が令和７年の３月に完了し、同年４月からは、１年生から９年生までの児童生徒が同一の敷地内の校舎で学べるようになるわけですが、そうすると、それまで１年生から４年生までが通学していた旧奥野小校舎が学校施設としては使用されなくなることから、当該校舎の利活用の問題が今後の課題となってくるのであります。

一方、本市では、本年４月以降、庁舎内に旧奥野小校舎の利活用に関わる協議会を立ち上げると聞き及んでおりますが、この問題については、地域住民の関心もそれなりに高く、その意味で、当該校舎の利活用策の方向性を考える上では、地域住民の意見や声を十分にしんしゃくすべきであると存じます。

ところで、旧奥野小校舎の利活用の一環として、地域住民の中からは、農産物の直売所の設置が望ましいとの声が多く出されておりますが、その背景には、当該校舎の直近の東側を４車線の竜ヶ崎阿見線バイパスが数年内に開通する予定であり、当該道路を走行する車両を顧客として呼び込むことにより、本市の地場産品である農産物の販路の拡大につなげたいとの思いがあるものと判断をいたします。

そこで、今後、当該校舎の利活用策を協議する際には、地域住民の望む農産物の直売所の設置を検討事項の一つとすべきであると考えてるのでありますが、本件についてはどのようにお考えでしょうか。明快なる答弁を求めるものであります。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 石原議員の質問にお答えいたします。

おくの義務教育学校につきましては、令和7年4月の一体型校舎への統合に合わせ利用が終了となる北校舎の活用について、次長級の職員等で構成されます牛久市公共施設等総合管理計画本部会議の幹事会において検討を進めているところであります。

現在までの利活用の検討につきましては、令和4年度末に、庁内での利活用の意向確認を行い、また、市民の皆様からの御意見といたしましては、令和4年度及び5年度に開催しましたタウンミーティングや奥野地区での意見交換会を開催した際に、農産物の販売所、日用品の販売、学習塾やたまり場での活用などの御提案を受けるとともに、また、今後のスケジュールや市の考えの方向性を明確に示してほしいといった御意見をいただきました。

これらに加え、具体的な活用の意向としまして、おくの地区社会福祉協議会の事務所、こども発達支援センターのぞみ園、放課後等デイサービスすてっぷなどから利用の要望を受けております。

御質問にございました農産物直売所につきましては、地元住民の生活のみならず広域での集客の可能性を持つものと認識しておりますので、これまでいただいております御意見と併せ、さらには、竜ヶ崎阿見線バイパスの整備動向や、施設全体の運営方法なども含め検討し、令和6年度中におくの義務教育学校北校舎跡地の利活用の方針を決定し、示してまいります。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 地域住民の要望の多い箇所でございますので、市長、今、御答弁いただいたように、農産物の直売所の設置については、前向きに検討していただけるものと大いに期待をいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で、22番石原幸雄議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時10分といたします。

午後2時00分休憩

午後2時10分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、13番山本伸子議員。

〔13番山本伸子議員登壇〕

○13番 山本伸子 議員 皆様、改めましてこんにちは。

無会派の山本伸子です。

今回、私、大きく2点質問してまいります。

まず、1点目は、公金等の管理体制の徹底と再発防止に向けてということで伺ってまいります。

昨年の10月11日、市が事務局となっている関連団体の会計において、計769万円の使途不明金が発覚した旨の報告があり、その後、市民に向けては、13日に市のホームページに、市

職員の不幸事に対するおわびが掲載されました。そして、議会としても、多くの市民から批判や不満の声が寄せられ、事の重要性に鑑みて、使途不明金の徹底的な解明を求める決議を１７日に提出いたしました。

その後の１１月１６日には、これ以外にも使途不明金が発覚し、最終的に使途不明金の合計額は９５２万７、０６６円となりました。

御説明では、使途不明金のあった対象団体は、農業政策課関連では５団体あり、そのうち２団体は休眠状態、つまり、長期間にわたり事業活動を停止している団体で帳簿もないこと、また、２団体も現金が不正に引き出された平成２８年以降は活動がなかったこと、１団体は今も活動しているとのことでした。

その後の調査の結果、使途不明金が発覚した商工観光課関連の２団体である牛久市観光協会とうしくかっぱ祭り実行委員会については、経緯や内容に関して、いまだ詳しい説明はありません。この２団体については、今年度も市から補助金が交付されており、その原資は市民の貴重な税金ですので、農業政策課関連の団体で起きた休眠状態であったり、活動がなかった団体とは違う性質のものであると私は思っています。

そこでお尋ねいたしますが、使途不明金が発生した農業政策課関連の５団体及び商工観光課関連の２団体に関して、対象団体への説明責任をどう考え、また、不明金が発生したことによるそれぞれの事業への影響はどうでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 お答えいたします。

まず、市関連団体の会計に係る使途不明金のうち、商工観光課関連の２団体につきましては、現在、警察による捜査中であるため、詳細な説明は控えさせていただきますが、内容としましては、各団体の通帳から引き出された現金が使途不明のままであるもの及び外郭団体の活動に伴う集金額が未収額となっているものがございます。

農業政策課関連の５団体につきましては、御指摘のとおり、休眠団体や平成２８年度以降活動がない団体、そして、現在も活動をしている団体がございます。いずれも市内の農業者等で構成する団体であるため、農業者が集まる会合等において、都度、経緯や活動への影響などの説明をしております。それぞれの事業については、直接活動への影響はございません。

また、商工観光課関連の２団体につきましては、団体の性質上、参集いただく機会がございませんでしたので、会長をはじめ役員の方々へ謝罪と経緯の説明をしております。事業への影響につきましては、両団体とも不明金の発生により支出に不足が生じてしまうような状況とはなっておりません。しかし、あるべき資金がない状況となっていることには変わりありませんので、今後の対応を検討しているところでございます。

適正な事務処理による再発防止と、１日も早い信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○１３番 山本伸子 議員 過去にも同様の不幸事と言われる事案があったと認識しています。

それを受けて、その都度、対策が取られてきたとは承知しておりますが、改めて今回の不祥事が起きた背景には何があったと執行部のほうでは捉えているのかをお尋ねいたします。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 平成28年の生涯学習課職員による横領事件が起きた際には、それまで各課において通常管理され、担当者の裁量により出入金できたことを問題視し、公金等取扱マニュアルを作成いたしました。

マニュアルでは、通帳を会計課で一括して扱うこととし、通帳が必要な場合には、管理課における課長決裁の上、通帳を利用することとしたことで、管理職を含む複数の目で管理する体制を整えました。

今回の不祥事が起きた背景としては、決裁者として管理する立場である課長が当事者であったことから、マニュアルに基づく管理により期待された効果が得られなかったことが挙げられます。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 そもそも今回の不祥事、昨年9月28日に発覚し、現在まで、どこが主体となって調査が行われてきたのでしょうか。

といいますのも、同様の不祥事が起きた自治体では、全庁的に公金等の適正検討委員会、こういったものや再発防止検討委員会、こういうものを、発覚後約1週間後には速やかに立ち上げて調査を行っているところもありました。ですので、市においてはこの間、どこがどのような調査を行ってきたのか伺います。そして、今までの調査を受けて判明した問題点としては何があったのでしょうか。その問題点を解決するためには、どのような対策を講じていくお考えなのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 今回の不祥事につきましては、総務部人事課及び総務課が主体となって不祥事の調査及び対策の検討がなされております。

調査を通じて判明した問題点としては、まず、本来、公金等を管理し公金等の出入金や使用について裁量を持った課長が当事者であったことが挙げられます。当該課長は、資金の引き出しを部下に命じており、不審に思った職員もおりましたが、ほかに相談することができず、相談や通報の制度がなかったことも問題点として挙げられます。

また、休眠状態だった外部団体の通帳の預金が狙われており、通常であれば、残金の精算、解約等の手続をしていなかったことも問題であったと考えられます。

解決策としては、公金マニュアルの見直しと周知徹底、不正や違法行為を見聞きした際の内部通報制度の構築、職員向けの定期的な研修を検討しております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 それでは、(2) その他の市関連団体の準公金の管理体制について伺ってまいります。

今回の不祥事は、市の関連団体のお金であり、いわゆる公金に対して準公金と言われているものであると認識しております。

市の職員が事務局として取り扱う準公金は、地方自治法や牛久市会計規則等が適用される公金に比べ、会計管理者の審査や監査委員の監査を受けることがなく、リスクが高いとも考えられます。

そこで、まず、準公金を取り扱う団体数、そして、牛久市と団体との関係性について、また、市が団体の現金などを扱う理由について、そして、団体ごとに、準公金の取扱い規定が定められているのかどうか、帳簿などは作成しているのかなど、また、現金、預金の保管場所などについてお示しください。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 会計課に預けられた通帳を基に、監理団体、金額等の調査を全庁的に実施し、今回不祥事に関係する通帳のみが問題ありとの結果を得ました。市の関連団体の総数は、会計課に預けられた通帳ベースでの調査結果として69団体あり、団体の業務量や公的な業務内容であることを考慮し、市が事務局となって業務運営することが効果的かつ効率的であることから、関連団体の準公金を取扱い、業務を現在行っております。

また、これら団体における準公金の取扱い規定の有無、帳簿などの作成状況については、今後、適宜調査してまいります。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 ちょっと2点ほど確認したいんですけれども、今の御答弁だと、準公金の取扱い規定や帳簿などについては、今後、適宜調査していくということでした。適宜ということは、辞書で調べると状況に応じてということなんですけれども、今回は、ほかの69団体の帳簿とか規定があるかどうかまでは調べていないということでもいいのかどうか。

それから、先ほど問題点の一つとして休眠状態、これが、長期間活動していない預金が狙われたということがありました。私もここら辺が一番問題かなと思っているところで、目につきにくい、動きのないお金、そういったものが不祥事が起きた背景にもあるかと思っています。

今おっしゃった69団体の中に同じような休眠状態の団体があったのかどうか、お尋ねします。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 今回の団体の通帳に関する調査につきましては、通帳の記録と、帳簿並びに証拠書類等との照合を緊急的に行ったものでございます。現在、休眠団体として分かっているのは、本事案に関係する団体となります。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 今後、適宜というのは、状況に応じてになるので、その後、管理体制どうしていくかというのは、調べることはしないという考え方でよろしいのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 先ほど対策といたしまして公金マニュアル、その改定を行っているという話がございました。

その改定、今の段階での改定になりますので、今後、さらに改定を進める中で、調査のほうは進めてまいりたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 よろしく願いいたします。

今回の農業政策課の団体にも帳簿がないところもあったと伺っていますので、その辺しっかりと検証していただきたいと思います。

準公金に係る会計事務は、本来、団体自らが行うものであり、市が担い続ける必要性について検討の余地がある団体はないのでしょうか。市が会計事務を担うことが事業の推進に寄与しているのか、その有効性を常に検証し、団体個々の事情を考慮しつつも、団体の自主性を促す取組も一方で検討に値すると思います。つまり団体の財産管理能力を高め、市が直接関与する団体数を減らすことも、不正行為防止のためには検討されるべきだと考えますがいかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 関連団体の自主性を促し、独自に業務運営を図ることは、設立の趣旨からも重要なことであると考えます。

しかしながら、現実的な団体の組織体制や運営能力などを踏まえますと、団体が自主的な運営を図ることは、多くの場合困難な状況でございます。団体の会計事務を含めた業務運営に係る業務量や業務内容を十分に見極め、団体の独立性を考えてまいります。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 今もその69団体、ここに及ぶ関連団体の準公金を取り扱っているのですから、事務局となって業務を行っている職員の方たちの負担も小さくはないと思います。ただでさえ職員が少ない中で、関連団体の業務を行う、言わば人的支援に関してはよく見極めていただきたいと思います。

次に、3番、再発防止策について伺ってまいります。

11月16日付の通知の中にも、再発防止のために公金等取扱事務の再検討という言葉がありました。公金等の取扱マニュアルの中に、準公金の取扱いもありますが、今まではこのとおりに運用がされていたのでしょうか。

この中を読みますと、例えば、通帳を会計課から持ち出した後は、担当業務に適した手順書を作成して運用するとありますが、このように行われていたのかどうか伺います。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 先ほどの答弁でお話しいたしましたが、市では、過去の不祥事を受け、公金等取扱マニュアルを定め、現在もマニュアルに従った運用を図っております。

過去の不祥事の教訓を生かし、マニュアルに基づく運用が図られていなければならないにもかかわらず、このたびの不祥事は痛恨の極みと言えるものでございます。不祥事の発覚からも、マニュアルどおりの運用が十分に図られていたとは言えず、改めて職員に対するマニュアルの周知と理解が必要とされるものと考えられます。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 今回、公金取扱マニュアル、これに準公金の取扱いがあっても、不祥事が起きたことを鑑みれば、この会計事務の適正化という意味では、マニュアルの改定が行わ

れたというお話ではありました。ただ、他の不祥事が起きた自治体の報告書などを見ますと、準公金の取扱基準や要領などを策定しています。準公金の管理者や会計担当者を設けて、会計事務を複数の職員で処理し、準公金に係る収入及び支出の行為について適正に処理されているかどうかを確認して、定期的に帳簿を点検、報告、そして、所管部長が取扱いの実態を把握する。また、会計年度終了後には決算報告書を作成し、当該団体の総会などに提出して承認を受ける。そのように事細かく決められておりました。

今の御答弁ですと、今のある公金等取扱マニュアルの改定ということでしたけれども、私は、今ある公金マニュアルの改定ではなく、準公金の取扱い、それに特化したマニュアルもしくは基本方針というものが必要ではないかと思います。それに関しての御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 現在、再発防止策の一つとして、今回、公金等取扱マニュアルの改定をいたしたところでございます。

これまでのマニュアルに基づく運用では、公金を管理する課等の長が通帳引き出しの決定をしておりましたが、権限を部長まで引き上げること、預金を概算額で引き出した場合については、あらかじめ部長等に対する報告予定日を記載することなど、それらの所要の改正を実施し、公金管理の徹底を図ってまいることからまずスタートしようというふうに考えております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 今は改定でスタートということでしたね。今後、またほかの自治体でも結構細かく決めているところがあるので、そういうのを参考にしながら進めていきたいと思います。

次に、内部通報制度、もうこれも導入を検討しているというお話でしたので、こちらについて伺ってまいります。

この内部通報制度は、市の事務事業に関する法令違反や不当な事実を知った市の職員に対し、相談や通報の義務を課すとともに、通報した職員が通報したことを理由に人事や給与、その他の勤務条件において不利益な取扱いを受けないよう保護する仕組みです。

2022年6月より、改正公益通報者保護法が改正され、地方公共団体の内部通報制度に関するガイドラインが消費者庁からも出ております。そこには、内部通報制度の導入により、組織全体としてのコンプライアンスを確立し、市政運営の透明性の向上と市政に対する市民の信頼の確保につながる言われています。

翻って現在、市にはこのような内部通報制度、なかったというふうに理解しておりますが、制度がないとするならば、何をもって今まで対応してきたのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 現在、当市では、内部通報手続に係る制度は整備されておらず、法令違反や不当な行為に関する通報の秘密が守られ、通報者が不当な扱いや不安な思いをせずに通報を行う環境ではございませんでした。

これまでの取扱いは、職員の業務上の不適正な取扱いや誤り、不適切な勤務態度などに対する

人事的な処分検討を担当する人事課が窓口となって対応してまいりました。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 この改正公益通報者保護法では、内部通報体制の整備や通報窓口の設置、担当者の守秘義務、とりわけ通報者の不利益な取扱いの禁止が言われております。

内部通報制度は、法令違反の発生と被害を未然に防ぐ効果が期待される制度でもあります。組織内で相互に監視するのではなく、相互に協力しながら対応ができるような風通しのよい職場の風土づくりを行う上で運用されるためにも、内部通報制度の導入は必要であると考えます。

今構築しているという御答弁がありましたが、いつ頃までにこの制度をつくり、運用していくお考えかをお尋ねいたします。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 現在、作成のほうはしておりまして、例規という形になりますけれども、規定のほうをつくっております。近日中に、早い段階で規定のほうを告示して、全職員向けに周知をしたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 市民の信頼回復のために、職員の服務規律遵守、綱紀粛正の徹底を行う旨が市民へのおおびの言葉にもありました。

今回の不祥事は、公金を扱う管理体制の不備や、担当職員による公務員としての自覚と倫理感の欠如がありますが、一方で、事案発生を未然に防止し、早期に発見できなかった組織にも問題があるのではと思うところです。

上司、同僚、部下といった関係が、慣れ合いや甘えから報告や相談が日常的に行われていなかった。このことは、組織的に問題を抱えていると認識する必要があります。その上で、具体的にこの職員の服務規律の遵守、そして綱紀粛正を徹底し、職場環境の改善を行っていくのかを質問いたします。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

今回の不祥事では、本来、公金等を管理し、公金等の出入金や使用について裁量を持った課長が当事者であったこと、また、出金に関わった関係者が上司と部下の関係性にあり、ほかへの相談が遅れたことが大きな要因の一つとなっております。

本件を教訓とし、今後さらなる職員の服務規律の遵守と綱紀粛正を図るため、全職員を対象とする公務員倫理の研修を実施し、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 ありがとうございます。

それでは最後の（４）今後の対応について伺ってまいります。

同じく11月16日付の通知では、今後の対応として、不明金については、当事者は全額返済の意思を示しているが、一括返済はできないとのことであり、刑事手続の準備と並行して、民事上の対応についても検討を進めるとありました。

また、関係職員の処分についても追って行うことが述べられておりました。

それらの対応はどうなっているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 使途不明金の返済についてですが、当事者に全額の返済を求めて請求しておりますが、本日に至るまで返済に関する当事者からの返事がなく、返済もされていないことから、現在、民事訴訟による返済手続の検討も含め、準備を進めております。

また、関係職員に対する処分につきましては、関係する当時の職員の聞き取りなどによる事実関係の調査を実施中であり、まとも次第、牛久市懲戒等委員会に諮り、処分等を行ってまいります。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 それでは、この課題に対して最後、今回の一連の事案を受けて、最終的には結果報告書として公表することに関して質問いたします。

今、原因究明と課題の抽出とともに再発防止策など、市における準公金の取扱いの適正化に向けた調査が行われていることは承知いたしました。

ほかの自治体においては、不祥事が起きた後、調査を進める中で、顧問弁護士や監査委員などの専門家の視点も取り入れ、最終的に報告書を取りまとめ、周知公表している自治体もありました。

早いところでは発覚後の約1か月後には報告を公表しているところもあったようです。

より実効性と継続性のある再発防止に職員一人一人が取り組むとともに、市民の信頼回復のためにも報告は必要であると考えます。

今回のような事案を一過性とせず、また、再発防止策が形骸化することなく、職員と市民とが緊張感を持ちつつも信頼関係が構築できるよう、調査、検討結果の報告を望みたいと考えますが、御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 今回の不祥事につきまして、当市の市としての姿勢を示し、市民の皆様への説明責任を果たさなければならないと考えております。

今後、本件に係る原因の究明と問題点、再発防止策について、報告書をまとめて公表のほうをしていきたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 あっさりした御答弁でしたけれども、昨年9月28日に使途不明金が発覚してからもう間もなく6か月、半年になります。市民には10月13日に発表されたおわびのみで、その後がどうなっているのか全く分からない状態です。調査中のこともあろうかとは思いますが、何より大切なことは、同じようなことが起きないための再発防止策です。

これまでの調査で判明した問題点と解決策、今御答弁いただきました。それから、マニュアルの見直しも行われている。再発防止策については、内部通報制度の導入や職員の研修ということも御答弁がありました。

こういったものをある程度のスピード感を持って報告することこそ、信頼回復になると考えます。いつ頃までにこの報告書は公表するお考えなのか再度伺います。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 再度の御質問にお答えいたします。

本事案は、現在、警察により捜査継続中、全容解明の過程であり、未解決の状況でございます。全容解明がなされていない現段階においては、事案の詳細が公になることによる捜査への影響が懸念されることから、詳細な報告書の作成、公表につきましては、今後調整してまいりたいと考えております。

なお、本事案の発生を受けての当市の再発防止策、関係職員の処分などについては、現在進めておりますので、まとも次第公表をしていきたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 報告が遅れている要因としまして、弁護士とのやり取りが、レスポンスがあまりよくないというのも一つありますし、また、この使途不明金が発覚してから、すぐに相手が処分の対象になったといったわけでもありませんので、多少時間がかかるというのは、これは、現実的にそうになっているのは申し訳なく思っているんですが、そして何より、やっぱり今、これ人事課と総務課で担当しておりますが、やはりそこにもマンパワーが不足しているがゆえに、時間がかかってしまうということも絡んでくるかと思います。

そういった意味でも、なるべくこの件については、やはり市民に対しても示さなくてはいけないということは、これは責務であると思っておりますので、そこら辺はしっかりと示せる段階が来たときにはお示しするといったことをお約束させていただきます。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 ありがとうございます。

今回の不祥事が起きたことで、職員の方たちがその後の調査や処理のために多くの時間を費やすことになったと思います。その貴重な時間や労力を、そうした不祥事がなければ、市民への行政サービスに向けて使えたということも言えるのではないのでしょうか。

そういう意味では、不祥事で生じた金額だけではない金額の損失とも捉えることができ、だからこそ、再発防止に全力を挙げて当たっていただきたいとお願いして、次の質問に移ります。

それでは、2問目です。

住居等における物の堆積による不良な生活環境の解消のために、ちょっと分かりにくい、問題なんですけれども、これは廃棄物やその他のものが堆積し、そのことにより、悪臭や害虫の発生など、衛生上不適切な状態が発生し、近隣の生活環境が著しく損なわれている、そうした住民からの声を受けて取り上げました。

ごみ屋敷という言葉は、今は辞書にも載っている言葉ですが、私の質問状では、物の堆積という表現を使って質問してまいります。

令和4年9月に、環境省がごみなどが屋内や屋外に積まれることにより、悪臭や害虫の発生、崩落や火災等の危険が生じる事案について、各自治体の対応状況の調査を行いました。生活環境

の保全や公衆衛生を害するおそれのある状況に対する市町村の対応事例を把握する目的で行ったものです。

それによりますと、直近５年間で、いわゆるごみ屋敷の事案を認知しているのは６６１市区町村で、全体の約３８％でした。茨城県が認知しているのは５７件、そのうち改善したのは１２件、改善した割合は２１％となっています。

一番改善率が良いのは広島県で、１１８件のうち８８件が改善し、改善率は７５％。一方、改善率が悪いのは山形県で、７７件のうち３件が改善し、改善率は４％です。

このように、都道府県によって大きな開きがありますが、全都道府県の平均改善率は４９．５％となっていますので、茨城県は平均に満たない改善率と言えます。

そこで、市においては、こうした物が堆積したり放置したりすることにより、市民の生活環境に影響を及ぼしている住宅をどのように把握し、それは何件あるのか。また、今まで改善した事例があるのかを伺います。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 周辺地域の生活環境に影響を及ぼす荒廃した住宅について、市が把握しているものは３件ございます。それらを把握するきっかけとしては、ごみの散乱や道路へのごみのはみ出し、あるいは悪臭の発生という形で、行政区長や近隣住民から御相談が寄せられ、認識することが通例となっております。

御相談が寄せられた際には、それぞれの事象に応じて、担当部署が連携して現地確認を行い、可能な限り建物の所有者と対面でお話しし、地域や周辺住民から御心配の声が寄せられていることを伝え、改善を求めています。

その結果、若干の一時的な改善がなされた例もございますが、法的根拠を求められたり、残置物はごみではないというような主張をされることもあり、平行線となることも少なくはありません。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○１３番 山本伸子 議員 不良な生活環境を及ぼす空き家、これに関しては、空家等対策の推進に関する特別措置法、こちらが制定され、全国で積極的に対策が講じられています。

一方、適正に維持管理が行われず、近隣住民の生活環境に多大な影響を及ぼすような状態にある住居の問題が自治体の課題となっています。しかし、人が住んでいない住居を対象とする空き家問題とは異なり、現在も居住する人がいる以上、財産権等の基本的人権への配慮から、行政が立ち入りや代執行のような強制的な措置を講ずることがちゅうちょされるという実態もあります。

問題の解決のためには、住居を適正に維持管理していない人と、影響を受けている周辺住民が話し合うのが基本であるかもしれませんが、当事者間での話し合いによる解決が困難なケースも多く、住民に身近な行政に解決に向けた対応を求めることになろうかと推察いたします。

自治体がこうした問題に取り組むに当たっては、対応するための法的根拠がないことが言われますが、現行法で当該問題に適用し得る条文は存在すると思われれます。

現行の法律として、廃棄物処理法、道路交通法、道路法、消防法などがありますが、住居が適正に維持管理が行われていない問題に、これらの法律で対処できることには何があるのでしょうか。

一方で、対処できないことには何があるのでしょうか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 まず、廃棄物処理法につきましてお答えいたします。

廃棄物処理法は、正式名称を廃棄物の処理及び清掃に関する法律といい、廃棄物の排出を抑制しつつ、分別、保管、収集、運搬、リサイクル等により適正に処理を行うことで人々の生活環境の保全や公衆衛生の向上を目的としております。

住居区画に物品等が堆積し、荒廃されていると思われる場所であっても、置かれている物品が廃棄物なのか、もしくは財産なのかは、物品の所有者によるところがあり、廃棄物のみを対象としているこの法律で対処することはできません。

また、廃棄物であったとしても、法律では、第19条の3により、改善命令の対象者は廃棄物処理運搬業者や処分業者に限定しており、物品の所有者には改善命令を行うことはできません。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 まず、道路交通法関係でございますが、道路における危険を防止するため、道路交通法第76条第3項で、何人も交通の妨害となるような方法で物件をみだりに置いてはならないと定められ、管轄の警察署長が必要な措置を命じることとなります。

道路交通法はあくまでも道路における禁止行為を定めているものですので、住宅敷地内についてその行為を禁止するものではございません。

また、消防法では、第4条立入検査権の中で、火災の予防のために必要があるときは、関係者に対して、関係のある場所に立ち入って質問し、報告を求めることができると定められております。ただし、個人の住居に立ち入る場合には制限があり、関係者の承諾を得た場合、または火災発生のおそれが著しく大であるため、特に緊急の必要がある場合以外は、個人の住居に立ち入ることはできないとされており、住居等における物の堆積による不良な生活環境の解消には、消防法での対応は難しいものと考えております。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 道路法につきましてお答えをいたします。

道路法第43条では、みだりに道路を損傷し、または汚損すること、みだりに道路に土石、竹木等の物件を堆積し、その他道路の構造または交通に支障を及ぼすおそれある行為をすることが禁止行為とされております。

これらの行為が行われた際には、道路法に基づき、解決に向けた対応ができますが、道路上ではなく、敷地内で住居が適正に維持管理されていない事案については、道路法では対処できないものとなっております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 現行法ではなかなか難しいということが分かりました。

それでは、2番、牛久市環境美化の推進に関する条例、これのできることにについて伺ってまいります。

この条例の第6条では、1、土地所有者等は、その土地、建物または工作物及びそれら周辺の環境美化を維持し、地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。2、土地所有者等は、その土地、建物または工作物にごみが捨てられ、または落書きがされ、張り紙、チラシその他これに類する物が放置されているため地域の環境美化の維持が阻害される状況にあるときは、これらを自らの責任で処理するよう努めなければならないとしています。

また、第10条では、市長は、これらの規定に違反することにより、市の推進する環境美化を著しく害していると認められる者に対し、期限を定めて必要な改善措置を執るべきことを命ずることができるとしています。

そこでお尋ねいたしますが、この条例に、いわゆる物の堆積により周辺住民の生活環境に影響を及ぼしている事案は該当するのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 牛久市環境美化の推進に関する条例は、平成16年3月に自動販売機等の設置に伴う散乱防止を重点に置いた条例であった牛久市ごみの散乱防止に関する条例の全部を改正し、市内におけるごみの投げ捨てや、犬等のペットから排出されたふんの放置行為や落書きに対し、散乱防止や生活環境の向上のため規定したものになります。そのためごみ等が第三者により所有地に投棄されたものではなく、自らの意思により物を堆積させ、周辺住民の生活環境に影響を及ぼすような事案には、本条例は該当いたしません。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 今のこの条例は、ごみの投げ捨て、そういったものを防ぐための目的と理解いたしました。

確かにこの条例の前身として牛久市ごみの散乱防止に関する条例、これ調べましたら、平成8年に制定されております。これを改正して、今の条例が制定されたことを鑑みれば、その範囲を超えない内容になっているのも仕方ないのかと考えます。

調べましたところ、このごみの散乱防止に関する条例は、多くの自治体で平成4年頃、この頃のブームになり制定されてきたようです。大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会の広まりや、プラスチック製品の増大などがその背景にあり、当時の社会課題になっていたのかと推測するところでは。

しかし、現在は、このごみの投げ捨てにより美観を害する、こういった環境問題のみならず、例えば、多くの市民の方からの苦情というのは、雑草や樹木の繁茂、そして、物の堆積、それは客観的に見て廃棄物とも思えるものですが、そうしたもののからの悪臭や害虫の発生といった新た

な環境問題が起こっている。その課題に対応していくことが求められているのではないのでしょうか。

そうした新たな課題に対応している一例として、伊勢崎市まちをきれいにする条例があります。この条例では、禁止事項として、不法投棄や落書きに加え、廃棄物などによる不良状態を定めています。土地や建物などを廃棄物などによる不良状態にしてはいけないとしており、この廃棄物には雑草や枯れ草、樹木も含めています。そして、土地などの管理が不十分で、近隣の生活環境に影響を与えている状態に対し、市の指導及び命令に従わず改善が図られない場合は、市が行政代執行などにより状態の改善を行えるとしています。

なお、命令その他の措置の実施については、あらかじめ審議会で調査、審議し、意見を聞かなければならないことにもなっております。

そこでお尋ねいたしますが、今のこの牛久市環境美化の推進に関する条例、これを、この新しい環境問題にも対応できて、そして実効性あるものにするための条例を改正するお考えについてお聞かせください。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 お答えいたします。

雑草の繁茂や物が堆積されているということで、火災や悪臭等の発生を危惧するという御意見もございます。しかしながら、牛久市環境美化の推進に関する条例は、ごみの投げ捨てや宣伝物等の放置等により美観を害する行為を防止する目的で制定されたものでございまして、自ら排出させた廃棄物の規制や、行政代執行等の措置を加えることは、条例本来の目的からすると、適切ではないと考えるところでございます。

御質問にありました、伊勢崎市まちをきれいにする条例と同様に改正したとしても、物の堆積や、放置している人は、客観的に廃棄物と思われるものを財産と主張する場合は往々にございまして、行政代執行等を適用させるのは極めて困難というふうに考えておりますので、現時点での条例改正は考えておりません。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 この条例の改正は考えていないということで、3番です。

牛久市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例、こちらについて伺ってまいります。

この条例では、空き家が放置され、周辺の住民へ迷惑を与えるおそれのある管理不全な状態にならないように、所有者に対し適正な管理に必要な措置について助言、または指導、勧告及び命令ができるようになっていきます。これはあくまでも空き家への対策となっておりますが、こういう条例があることで、行政措置が行えるわけです。

では、この条例に基づき、管理不全の空き家に対し行われた行政措置と、それにより改善に至ったものなどの近年の状況を伺います。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 お答えいたします。

牛久市あき家等の適正管理及び有効活用に関する条例は、平成２４年７月１日に施行され、現在、市内に存在する管理不全空家等に対しての行政措置の基本となっております。

条例が施行された３年後になります平成２７年第２回定例会一般質問では、３年間で２５８件の空き家情報が寄せられ、助言等の結果、１２８件が解決していると答弁をしております。

平成２９年度には、専門部門である空家対策課が設置され、管理不全等の市内空き家等に対しての情報等を基に、それらに対し、助言及び指導等を実施してきております。

年度ごとの件数ですが、平成２９年度、助言及び指導２０３件に対し、７４件の改善、平成３０年度、２８８件に対し、８８件の改善、令和元年度、３２９件に対し、１０７件の改善、令和２年度、２９８件に対し、１１７件の改善、令和３年度、３０７件に対し、８６件の改善、令和４年度、２７１件に対し、９７件の改善となっております。

空き家等の改善に対しましては、所有者等の置かれている状況や、相続関係なども影響するため、解決に長期間要する案件もあることから、改善率は上がりませんが、平成２４年度から令和４年度までの改善率は３８．１％となっております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○１３番 山本伸子 議員 今の数字を伺いますと、毎年着実に改善に向けて成果が上がっているのうかがえました。

３８％の改善率というので、やはり条例ができていることによって、これだけの数の改善ができているのかと理解いたしました。担当課の方の御尽力もあったものと感謝いたします。

一方で、この国の空家等対策特別措置法、これで定める特定空家の判断基準の中には、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態や適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態という項目があります。そして、特定空家と判断されれば、行政代執行や略式代執行などの措置も取れるようになっていていると認識しています。

そこで、改めてお尋ねしますが、空き家の場合に、環境上や衛生上で近隣の生活環境に影響を及ぼすとして、国の特措法で対応した事例はどれぐらいあるのか。また改善に至ったものなどの近年の状況を伺います。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 お答えいたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法は、平成２６年１１月１９日に成立、同２７日に公布され、平成２７年５月２６日に完全施行されました。同時に、法律に定義されている特定空家等についての判断の参考となる基準等のガイドラインも示され、当市においても、判断基準等を作成し対応をしております。

当市の状況といたしましては、これまでに特定空家等と認定した物件は１５物件です。判断基準には重複する項目がございますが、保安上危険となるおそれのある状態が１２物件、衛生上有害となるおそれのある状態が１件、景観を損なっている状態が１５件、放置することが不適切である状態が１５件となっております。

このうち、所有者、相続権者等で改善、解決された案件が6物件、当市で略式代執行を実施した案件が3物件、合計9物件が改善、解決されたものとなっております。

また、令和5年3月31日時点の国土交通省・総務省調査、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行状況等では、判断基準の詳細等は示されておりませんが、平成27年度から令和4年度までに、特定空家等と把握した物件が、4万1,000件、そのうち2万2,148件が改善、解決され、行政代執行、または略式代執行によるものは595件となっております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 ありがとうございます。

どうして空き家のことについて質問するのかわかっている方もいらっしゃるかもしれませんが、この空き家の適正管理、この関する条例の中に、現に居住していたり、使用している建築物、これも盛り込むという手法が幾つかの自治体で近年採用されております。

国土交通省が平成27年に行った空家等対策の推進に関する特別措置法の施行状況について、この資料によりますと、空き家の適正管理に関する条例で、居住など使用がされている荒廃した住宅を条例に基づく措置の対象に含んでいると回答した市区町村は36ありました。

例えば、八潮市まちの景観と空家等の対策の推進に関する条例、こちらでは、法の定めがある空き家等への対策以外に、現に居住や使用がされている建築物で、破損などが著しい建築物や、市民の生活環境に影響がある建築物を特定居住物件等と定義し、空家等対策特別措置法に準じた規定を置いています。

そして、認定や措置に当たっては、所有者の権利を制限する側面もあることから、その妥当性や公平性を審議する審議会の設置をしております。

牛久市の空き家の条例においても、こうした居住、そして使用している建築物を盛り込み、対応することができるのではと考えるところですが、御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 お答えいたします。

国や民間調査機関では、居住等建築物の不良な生活環境等に対応する各自治体の条例等の調査を行い、報告されておりますが、各自治体ごとの考え方により様々なものとなっております。

当市におきましては、空き家を主眼とした良好な生活環境の保全や生活上の諸問題の解決を目的として定義等を掲げていることから、現状の牛久市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例に居住等建築物を定義として盛り込む考えはございません。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 それでは、最後の質問です。

ここまで質問してきた現行法の廃棄物処理法、道路交通法、道路法、消防法、これに基づく対応には限界があると理解いたしました。

また、牛久市の環境美化を推進する条例、これは、環境美化を損なうごみの投げ捨てが目的で

あり、自己の所有する土地や建物などを良好な環境に保つという目的ではないということでした。

そして、空き家も、これもあくまでも空き家を目的としており、現に居住している荒廃した建築物は対象になっていない。どちらの条例でもこの問題には対応できないということになります。

それでは、改めて最後に、物の堆積や放置による不良な生活環境の解消のために、独自に条例を制定することについてのお考えを伺います。

さきの環境省の調査によりますと、こうした事案に特化した条例を制定している自治体は、101市区町村、約5.8%とまだまだ少ない状況ではあります。

そんな中で、足立区の生活環境保全に関する条例、これは足立モデルとして注目を集めているそうです。その特色は、原因を発生させている人への支援に重点を置き、各関係機関と連携し、粘り強く取り組むことにあります。強制的にごみや堆積物を片づけるだけでは、いずれ再発してしまうため、時間と労力はかかりますが、原因を発生させている人の抱える問題を解決する、そのためのきめ細やかな対応をしているのです。

この物の堆積や放置による不良な生活環境の解消のための条例、これでは、規制的な措置と並んで、こうした支援的な措置が盛り込まれているところに特徴があり、それが空き家以上に対応を難しくしているとも言えましょう。

今回取り上げた問題は、核家族化や超高齢社会において、他人事ではなく、誰にでも起きるケースとも言えます。このような新しい社会問題に対応できる条例がなく、かといって、今ある条例の改正で対応することも考えていないとするならば、この廃棄物その他の物の堆積により生活環境が著しく損なわれている状態に直面している市民はどうしたらいいのでしょうか。物が堆積し、そのことにより悪臭や害虫の発生などについて周辺住民から相談が寄せられても、行政としては指導しかできないのでは、解決には至らないのが現状です。

今こそ市においても独自の条例を制定し、実効性を伴った施策が必要なのではないでしょうか。条例を制定して、新たな社会課題に、福祉部門とも連携し、対応していくお考えをお聞かせください。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 物の堆積や放置によって、周辺住民の生活を不良にするような住居に関しては、堆積物が一般に見てごみと思われるものであっても、所有者にとっては大切なものであるというように認識が分かれることで、一方的に指導、命令することが難しいケースが多くございます。

また、多くの市民が一般的にごみと認識し、不衛生なものと考える状態に反して、これを大切なものと考えてしまう所有者には、福祉的ケアが必要という意見もございます。

このような問題を抱えた先進自治体では、条例を制定し、その中で、助言、指導、勧告、命令、代執行の手続を規定し、運用している状況が見受けられる一方で、代執行に至るまでには、何度となく接触を繰り返す必要もあり、解決までには相当の時間を費やしている状況です。

また、一度解決しても、所有者自身の問題がありますので、同じことが繰り返される可能性も低くはありません。

ある市では、不良な生活環境の解消の取組での基本方針として、できる限りその状態を生じさせた本人が行うこととし、必要な支援を行うとしております。このような問題に特化した条例の制定とのことでございますが、不良な生活環境には様々なケースがあり、それらを一つ一つ細かく条例で定めて、条例に基づいて指導、命令するというよりは、様々なケースに応じて、市の担当者が所有者本人と直接話し合い、必要に応じて福祉部局とも連携しながら対応していくことで、少しでも解決に向かうよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 今の御答弁ですと、条例で定めるのではないけれども、それぞれのケースに応じて担当者が対応し、また必要に応じて福祉部門、そちらとも連携してという御答弁をいただきました。

私も、何が何でも条例をつくって法的な対応を取るだけで、こうした問題が解決するとは思っておりません。

では、条例でなくとも、今、御答弁の中にもあった基本方針、こういったものを策定して対応していくことはできないでしょうか。

基本方針やガイドライン、これに法的拘束力はありませんが、条例があっても解決の難しい問題であることに変わりはありません。ならば、今、御答弁にあったような様々なケースに応じて、支援に関わる関係部署が連携し、支援チームなるものをつくって、その支援プランなども作成して、粘り強く対応していく、そのような市としての方針を決めることで、地域住民の理解と協力も得ることができると考えます。再度御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長兼商工観光課長 所有者本人と向き合い問題の解決に向けて話し合うためには、議員おっしゃるとおり庁内関係部門や関係機関、地域の皆様と連携し、御本人がなぜ物をため込んでしまうのか、発生要因の調査を行っていく必要がございます。

その際には、他の自治体のガイドライン等にもありますように、本人に何度も接触し、だんだんと心を開いて、話ができるようになって、初めて原因を調べ始めることができるものでございまして、その中で福祉的なケアが必要なのか、片づけるノウハウが分からないだけなのかなど、原因を見極め、公平性を欠かない範囲でどう支援をしていくかを話し合うことになってまいります。

その指針となるガイドライン等を策定するには、話合いの結果、実際に解決に至ったケースなど、具体的な案件、経験を積み重ねた現実的なものが、今後の問題に解決策を見いだすヒントとなり、活用できるものになるのではというふうに考えております。

まずは、他市のガイドライン等も参考にしながら、引き続き、現時点の問題に向き合いまして、積み重ねた後に、何らかの形でモデルとしてまとめられればというふうに考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 新たな社会問題は、今回私が取り上げた問題以外にも様々あるかと思います。ケアラー、ヤングケアラー、この問題も新たな社会問題として取り上げられるようになり、茨城県では、ヤングケアラーを支援する条例がいち早く制定され、その際に市長も御尽力されたと伺っております。

条例ができることで、問題が可視化され、未然に防ぐための対策や適切な支援につながっていくものであれば、条例の意義は大きいと考えます。

私たちには、健康な最低限度の生活を営む権利があり、国は、公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと日本国憲法にもうたわれています。住民の福祉の増進に努めることが地方公共団体の基本であれば、この視点に立った取組に期待して、私の質問を終わります。

○諸橋太一郎 議長 以上で、13番山本伸子議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は15時35分といたします。

午後3時23分休憩

午後3時35分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番伊藤知子議員から一般質問に関する資料の配付依頼の申出がありましたので、これを許可し、サイドボックスに掲載いたしました。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、2番伊藤知子議員。

〔2番伊藤知子議員登壇〕

○2番 伊藤知子 議員 皆様、改めましてこんにちは。

本日最後の質問者となりました公明党の伊藤知子です。

通告順に従い、質問をまいります。

まず初めに、認知症高齢者の支援についてです。

高齢化が進む日本では、2025年には、65歳以上の5人に1人、約700万人が認知症になると推計されています。誰がなってもおかしくはなく、決して人ごとではありません。

昨年6月14日に、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が成立いたしました。長い名称ですが、単に認知症基本法ではないことの意味は、認知症の症状のみを見るのではなく、本人の尊厳を大切に、ともに支え合う活力ある共生社会へ、国が総力を挙げて築いていく目的が名称に込められています。

認知症基本法は、認知症の人が尊厳を保持しながら希望を持って暮らせるよう、国と自治体が関連施策に取り組むことを規定した法律です。

政府は、推進本部を設置し、当事者や家族らの意見を反映させた基本計画を策定、都道府県と市町村には推進計画を策定する努力義務を課すとあります。

新法制定を機に、認知症への正しい理解を広げ、社会全体の意識改革につなげていきたいと思っています。

そこで、認知症高齢者の現状についてお聞きします。

まず、本市における認知症高齢者の人数を伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 団塊の世代が75歳を迎え、ますます高齢化が進む中、認知症は今や誰もが関わる可能性のある身近な病気となっています。

認知症の方が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができることを目的に、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が成立し、基本理念のほか、国や地方公共団体の責務などが定められました。

市といたしましても、国の動向を注視しながら、適切に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、本市における認知症高齢者の人数につきましてですが、直接に把握する仕組みがないことから、要介護認定を受けている方の中で、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の方を、認知症高齢者とみなしまして、令和4年12月末現在で1,825人、令和5年12月末現在で1,935人となっております。

なお、この考え方は、市の介護保険事業計画の中で用いているものでございます。

認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱの基準は、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態と定義されており、Ⅱ以上ですので、そのような状態よりも重い方々を含んだ人数となっております。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 ただいま伺ったところ、本市における認知症高齢者の方は、1年で100人以上増え、昨年末には1,935人になっているとのことで、来年には2,000人を超えるのではないかと想像するところです。

次に、認知症に関する相談件数と内容についてお聞かせください。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 認知症に関する相談件数と内容につきまして、市内に2か所あります地域包括支援センターでの状況をお答え申し上げます。

新規の相談件数としては、2か所の合計で、令和3年度は87件、令和4年度は63件となっております。

相談の多くは家族からで、初回相談においては、とにかくどうしたらいいか分からないと、不安や困惑を訴えることが多く、回数を重ねるごとに、どこの病院がよいかや、どこの施設がよいかといった具体的な相談に変わっていくことが多いということです。

具体例を申し上げますと、要介護1の認定は受けているものの、介護認定を受けたこと自体を御本人が納得されていない状況のため、サービス利用には至っていないので、どうしたらよいかというものの、数年前に、認知症と診断されたが、服薬ができない、定期的な受診につなげられないとしているうちに症状が悪化し、日常生活に支障が出てきたところで介護サービスを利用したいというものなどが挙げられます。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 どうしたらよいか分からない、もし家族が認知症になったら、そのように不安になり、困惑することでしょう。

また、具体例を挙げてお示しいただき、多岐にわたる相談が寄せられていることが分かりました。

それでは、認知症高齢者に対して、市としてどのような取組を行っているのか伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 認知症高齢者に対する本市の取組といたしましては、まず、認知症ケアパスという冊子を作成していることが挙げられます。

これは、認知症の発症予防から人生の最終段階まで、状態に応じたケアの流れを示したもので、牛久市にお住まいの方が、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受けられるのかをまとめたものとなっており、高齢福祉課窓口に備え付けているほか、市ホームページにも載せております。

次に、認知症初期集中支援事業が挙げられます。これは、40歳以上で在宅生活をされている方のうち、認知症が疑われる方や認知症の方及びその御家族を専門職が訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を行い、医療や介護サービスへつなげ、自立生活のサポートを行う事業です。

そのほか、認知症サポーターの養成、認知症地域支援推進員の設置、認知症カフェの開催のほか、万が一のときのために、GPS機器の貸出し、SOSネットワークへの登録、おかえりマークの利用などもあります。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 本市で作成された認知症ケアパスを私も見させていただきました。その中で示されていることなど、幾つか質問させていただきます。

まず、認知症初期集中支援チームとはどのようなものでしょうか。また、支援についても伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 認知症初期集中支援チームとは、先ほどお答え申し上げました認知症初期集中支援事業を実際に担うチームであり、市社会福祉協議会への委託により、保健師1名、社会福祉士1名、そして市内の専門医1名の合計3名で構成されているものになります。

支援の内容としては、医療機関への受診支援、介護保険サービスの利用に関する支援、認知症の症状に応じた助言、生活環境の改善の助言、介護者への支援、介護保険サービス以外で利用できるサービスの案内などがあります。

認知症でありながら、医療機関や介護サービスにつながっていない方をしっかりとつなげて、御本人や御家族の困り事を解消したり、負担を軽減したりすることが最も重要な役割であると認

識しております。

なお、この支援内容については、認知症初期集中支援チーム検討委員会によって、後日、検討や評価がなされます。この検討委員会は、医師、薬剤師、民生委員、介護サービスに関わる事業者、保健所職員、市職員などで構成されており、全てのケースではありませんが、チームが対応した事例を報告し、そのプロセスなどについて、専門的な立場から助言や評価をいただく場となっております。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 次に、認知症地域支援推進員はどのような方になっていて、その役割についてもお聞きします。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 本市における認知症地域支援推進員は、認知症ケア向上推進事業を市社協へ委託する中で、市社協の主任介護支援専門員及び社会福祉士の2名となっております。

その役割といたしましては、認知症の方に対し適切なサービスが提供されるよう、関係者の間の連携を図ったり、相談体制や支援体制を構築したりするものとなっております。

具体的には、認知症サポーター養成講座等を通した認知症の啓発や、認知症への理解の促進、先ほど触れました認知症ケアパスの普及啓発、医療・介護と地域のネットワークの構築などとなっております。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 続いて、御答弁にもありました認知症サポーター養成講座、受講者数、開催時期についてお聞かせください。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 認知症サポーター養成講座は、先ほどと同じように、認知症ケア向上推進事業を市社協へ委託する中で、認知症への正しい理解を広め、認知症の人を支えるまちづくりを推進するため、小学校や行政区を対象に実施しております。

小学校における認知症サポーター養成講座は、子供たちに認知症についての正しい知識を広め、認知症の人やその家族を温かく見守り、助け合うことの大切さを伝えるため、市内8つの小学校のおおむね5年生を対象に毎年実施しております。

行政区や団体等への講座は、各団体からの要請により、出前講座として実施しております。

まず、受講者数ですが、令和3年度が1,010名、令和4年度が921名となっております。

次に、開催時期等ですが、令和3年度は、5月、6月、7月、9月、11月、12月に実施し、小学校と出前講座を合わせまして全10回、令和4年度は、6月、7月、8月、10月、11月、2月に実施し、同じく全14回となっております。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 次に、市内事業所等の連携協定の職種と何社なのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 茨城県では、認知症普及啓発企業連携事業として、主に県内にある企業本店と協定を締結し、従業員を対象とした認知症サポーター養成講座を開催しています。

県ホームページによりますと、この協定は、認知症の人が増加する社会において、企業等と行政が一体となって認知症の人と家族を支援し、認知症の人や家族が安心して暮らせる環境づくりを進めるものであり、企業と県の２者による官民一体となった取組により、県民の皆様に認知症に関する正しい知識を知っていただくことを推進するものとなっております。

県ホームページ上のデータとなりますが、令和２年２月５日現在、県全体で、協定締結企業は４８企業、そのうち牛久市内の状況につきましては、職種としては金融機関、スーパーマーケット、ドラッグストア、乳酸菌飲料販売会社、運送事業者、コンビニエンスストアなどがあり、約１０社、約４０店舗は下回らないものと考えられます。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○２番 伊藤知子 議員 続いて、認知症の人と家族の会の役割や活動について伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 公益社団法人認知症の人と家族の会は、会のホームページによりますと、認知症に関する正しい知識の普及及びその理解の推進、認知症の人とその家族に対する相談及び指導等の支援、認知症に関する調査及び研究等、認知症の予防からターミナルケアまで幅広い領域で活動を行うことにより、認知症の人及びその家族の福祉の増進に寄与することを目的とする法人であり、本部は京都市にあり、４７都道府県全てに支部を置く組織となっております。

厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会などに委員を出されていたり、イギリスに本部を置く国際アルツハイマー病協会に加盟されていたりと、その活動は国内にとどまらないということでございます。

同法人の茨城県支部の事務所は、平成２８年６月より、市役所敷地内の市保健センター隣にございまして、電話相談のほか、県内各地で交流会や集い、講演会などを展開していらっしゃいます。

本市では、家族の会に、認知症カフェの開設を委託しております。ひたち野リフレ会議室にて、毎月第２火曜日に実施していただいております。参加者は、交流そのものを楽しんだり、同じ家族介護者として意見や情報を交換したり、有意義に過ごされていると承知しております。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○２番 伊藤知子 議員 認知症の人と家族の会の県の事務所が牛久市にあるということは、認知症の方とその家族に対する支援や、認知症への啓発活動に力を注いでこられたあかしであると考えております。

また、様々な場面で、認知症高齢者の支援に携わってくださっている方々へ心から感謝申し上げます。

それでは、認知症高齢者の支援に関する最後の質問です。

2022年に、全国の警察に届出があった認知症の行方不明者は、過去最高の1万8,709人、前年比1,073人増だったことが警察庁のまとめで分かりました。

統計を取り始めた2012年、9,607人から毎年増加していて、この10年でほぼ倍増しました。

行方不明者は、2021年以前に届出があった人も含め、1万8,414人が見つかり、生存していた人は1万7,923人でした。77.5%は届出当日に、99.6%は1週間以内に見つかっています。

高齢化が進み、認知症行方不明者は、今後さらに増加する可能性があります。また、認知症の人が他人の物を破損させる行為、他人への粗暴行為、電車や交通事故に巻き込まれるなどといったトラブルが発生した場合、法律上の損害賠償責任が、その家族や法定の監督義務者に及ぶ可能性があります。

そこで、実施している自治体も広がっている認知症高齢者等個人賠償責任保険事業について提案をいたします。

茨城県では、水戸市で、水戸市認知症高齢者とおでかけ安心保険事業が実施されています。認知症高齢者が日常生活における偶発的な事故で法律上の損害賠償責任を負った場合に、最大3億円を限度に、被害者に支払うべき費用を補償する制度です。保険料は1人当たり年額で1,810円、水戸市では、現在65名の方が加入されています。

このような取組について、どのようにお考えでしょうか。御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 認知症の方の行為によって第三者に損害が発生した場合に、家族がその損害を賠償する責任を負うことがあるということが広く知られる契機となったのは、2007年12月に愛知県内で発生した鉄道事故ではないかと思われます。

これは、認知症の方が誤って線路内に進入してしまい、列車と衝突し死亡する事故が発生したところ、鉄道事業者が、その家族に対して約720万円の損害賠償を求めて訴訟を起こしたものです。

地裁や高裁では、家族に対して損害賠償請求が認められたものの、最高裁では一転して否定されました。しかしながら、全てのケースで家族の責任が必ず否定されるとは限りません。そのようなときのために賠償責任保険があることは、御家族の安心はもとより、損害をこうむった方の救済にもつながるものと考えます。

御質問にありました水戸市では、保険の掛金全額を市が負担するため、対象者や御家族の自己負担はないとのことでもあります。

同様の事業を展開している自治体は、日本総研が行った調査によれば、令和2年7月時点で、神奈川県大和市や兵庫県神戸市など、少なくとも60市町村に及んでいるとのこと。

この損害賠償保険は、個人向け商品として保険会社での取扱いも多いことから、市といたしましては、まずは御家族での加入を検討していただきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 まずは、保険会社への家族での加入を検討いただきたいとの御答弁でございました。ですが、2025年には認知症高齢者が全国で700万人を超えると予想される中、認知症高齢者及びその家族、そして市民全体が安心して地域で暮らしていくための施策の一つとして前向きに御検討をお願いいたします。

それでは、次の質問へと移らせていただきます。

続きまして、ヘルプマークについてです。

このヘルプマークを御存じでしょうか。これは、ヘルプマークも兼ねた本市のヘルプカードです。最近では、町なかでもヘルプマークをかばんなどにつけている方を見かけるようになりました。義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、また、妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるよう作成したマークです。

このマークを見かけたら、電車内で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

また本市では、このヘルプカードも配布しています。

そこで、ヘルプマーク、ヘルプカードについての現状について伺ってまいります。

それぞれの配布枚数をお聞きします。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 ヘルプマークは、内臓疾患や妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークであり、平成24年に東京都で採択され、全国自治体に広がりしました。

平成29年には、日本産業規格JISに追加され、全国共通のマークとなっております。

当市では、マークの認知度向上を目的に、県より提供されたヘルプマークを、令和元年より支援を必要とする市民に配布を開始いたしました。

一方、ヘルプカードは、市が作成したもので、必要な配慮や手助けの内容を記載できるものとなっております。

また、四つ折りにすると、ヘルプマークのデザインが前面に出るように作成していることから、透明ケースに入れ、かばんなどにつけることも可能となっており、ヘルプマークの機能も備えております。

それぞれの配布数ですが、ヘルプマークは、令和元年に県から本市に300枚配布され、これまでに全て配布いたしました。ヘルプカードは、現在まで913枚を配布しております。現在は、2つの機能を持つヘルプカードのみの配布となっておりますが、市ホームページからもダウンロードして使用することが可能となっております。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 では、実際にこのヘルプカードのケースを開けて中を見てみたいと思います。

四つ折りになっておりまして、この中に記載できる内容として、私のこと、名前、住所、電話、生年月日、血液型、そして、緊急連絡先を2件記載できるようになっております。

中を開けると、障害や病気のこと、かかりつけ医療機関名称、電話番号、私が手伝ってほしいこと、本人の特徴、薬、アレルギーなど、また、自由記載欄もあります。

そして、このカードを四つ折りにしてマークが見えるように、こちらの中に入れます。このようになっています。

先ほど伺い、本市においては、ヘルプマーク、ヘルプカードを合わせて1, 200枚以上配布されていることが分かりました。

それでは、啓発方法はどのように行っているのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 ヘルプカードの啓発方法につきましては、社会福祉課窓口での案内をはじめ、市ホームページに掲載しております。

また、障害者連合会では、地区社協や児童クラブとの交流会の際、使用方法とともに、当事者の方々から具体的な活用内容についてもお伝えしております。今年度は、2か所の地区社協と児童クラブで紹介を行っております。

今後も様々な機会を捉え、普及啓発に努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 御答弁いただき、啓発方法について理解をいたしました。

一方、墨田区では、コミュニケーション支援として、ヘルプシールを導入しています。ヘルプシールをヘルプカードやスマホカバー、手帳などに貼って活用し、また、シールの種類は様々で、日頃感じている理解してほしいことや、配慮してほしいことを具体的に言葉にしています。

例えば、「障害があります。御理解お願いします」「私が困っていたら声をかけてください」「外見からは分からない障害があります」などです。

このように、ノートやスマートフォン、手帳など、ふだん使うものに貼ることで、支援の必要を伝えるヘルプシールを導入されてはいかがでしょうか。御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 伊藤知子議員の質問にお答えいたします。

ヘルプシールは、障害のある方などが周囲に理解してほしいことや配慮をお願いしたいことをスムーズに伝えるためのコミュニケーション支援ツールとして有効であると認識しております。

ヘルプマークの赤は支援を必要としていること、ハートとプラスマークは、相手にヘルプする気持ちを持っていただくという意味を含んでいます。マークを使う人、見る人、双方がこの意味を知り、助け合うことができることを目指し、広く知るためのツールとして、障害者連合会などの意見をいただきながら作成に向けて検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 ただいま市長より、ヘルプシールの作成へ御検討いただけるとの御答弁をいただきました。

ヘルプマークとともに、支援となるツールですので、どうぞよろしくお願いいたします。

これまでも、本市においては、障害のある人も、ない人も、その人らしく、誰もが安心して暮らせる共生社会の理念の下に、障害者福祉に力を入れていただいております。また今後も、ヘルプマーク等の周知啓発に力を入れていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、最後に、新たに予防できることとなった感染症であるＲＳウイルスへの対策について質問をいたします。

本日述べさせていただきます内容は、昨年、世界初、本邦初として承認された、６０歳以上の成人高齢者を対象としたＲＳウイルス感染症予防のためのワクチンについてです。

質問に関する資料を事務局へ提出し、許可を得てサイドブックスへ掲載させていただきましたので、参考にしていただければと思います。

ＲＳウイルス感染症は、出産後、母親からの免疫が消失していく乳幼児、または小児において見られる風邪症状を伴う呼吸器感染症として知られていますが、６０歳以上の成人、高齢者においては、加齢とともに免疫力が落ちてきたり、様々な基礎疾患やその治療薬などにより免疫が低下するため、感染し重症化することがあります。

コロナ禍以前では、高齢者におけるインフルエンザのような症状を呈する疾患の原因の第３位がＲＳウイルスであったと報告されています。

また、呼吸器感染症と言われるように、高齢者においては、肺炎などの重篤な症状により、入院、死亡が報告されており、日本では、毎年約７０万人のＲＳウイルス感染者が出ており、うち約６万３，０００人が入院、約４，５００人の方が入院中に死亡している可能性があるとの推計されています。これは、ＲＳウイルス感染症を発症した方の約１０人に１人が入院し、入院された方の１５人に１人が肺炎等で死亡しているという状況です。

また、肺炎は日本人の死亡原因の第５位となっており、今までも国をはじめ、地方自治体において、積極的に高齢者の肺炎予防は取り組まれています。その内容は、肺炎になった際の治療薬、肺炎を引き起こすような感染症自体を予防するワクチン接種がありますが、本日紹介しているＲＳウイルス感染症は、残念ながらいまだに治療方法はなく、今回初めてワクチンが承認されたという疾患であり、肺炎への重症化を防ぐには、感染自体を予防するワクチン接種が重要となります。

そこで質問ですが、本市における高齢者での新型コロナワクチン、インフルエンザワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種状況はどのくらいでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 ６５歳以上の高齢者を対象とした予防接種は、予防接種法に基づく定期接種として、インフルエンザワクチン、２３価肺炎球菌ワクチンを実施、また、臨時接種として新型コロナワクチンを実施しております。なお、２３価肺炎球菌ワクチンにつきましては、定期接種の対象者が６５歳以上の５歳節目の方となっておりますが、市では、６５歳以上の全年齢の方にワクチン接種費用を補助しております。

各予防接種の接種率は、令和４年度の実績で、高齢者インフルエンザワクチンが５９．７％、

高齢者肺炎球菌ワクチンが44.7%となっております。また、新型コロナワクチンの65歳以上の接種率は、1回目が94.7%、2回目が94.6%、令和5年度実施の春開始接種は73.2%、秋開始接種は1月末現在で66.6%となっております。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 ただいま本市における重症化しやすい3つの呼吸器感染症のワクチン接種状況についてお示しいただきました。

このRSウイルス感染症は、現在多くの方が予防接種をしているインフルエンザと比べた際、その重症化のリスクは、インフルエンザと同等、もしくはそれ以上とされており、特に肺炎を引き起こすリスクは、RSウイルスのほうが高いとも報告されています。

したがって、本市における肺炎予防の一環として、新型コロナ、インフルエンザ、高齢者肺炎球菌と一緒に、RSウイルス感染症についても、市民への疾患周知、感染予防への注意喚起を徹底していただきたいと要望しますが、いかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 RSウイルス感染症は、RSウイルスの感染による呼吸器の感染症で、日本を含め、世界中に分布しており、生涯にわたり何度も感染と発病を繰り返すウイルスです。

生後1歳までに半数以上が感染し、2歳までにはほぼ100%の子供が一度は感染すると言われています。初めて感染する乳幼児の7割は、鼻水などの上気道炎症状のみで、数日のうちに軽快いたしますが、約3割はせきが悪化し、ぜんそく、呼吸困難などが出現します。

また、国立感染症研究所の情報によると、高齢者では、慢性呼吸器疾患や心疾患の基礎疾患を持つ患者が感染すると、入院を要する症例、特に肺炎にまで至ったような例では、死亡退院の率はインフルエンザに匹敵するとされ、60歳以上の入院患者の死亡退院率は、ワクチン製造会社の試算によると、7.1%とも言われております。

RSウイルスの感染経路は、感染者との直接接触や、感染者が触れたものからの接触感染や、せきやくしゃみ、会話等からの飛沫感染が主なものとなっています。

感染対策は、新型コロナ対策で身につけたことと同様に、多くの人が触れるドアノブやカウンター等のアルコール消毒や手指消毒、せきエチケット、流行期にはなるべく人混みに行かないなどの注意が必要となってきます。

これらRSウイルス感染症の病態や感染経路及び感染対策等について、特に感染すると重症化しやすい乳児や高齢者等に対し注意喚起をすることは、議員御指摘のとおり重要なことと考えます。

今後は、ホームページや広報紙等で広く市民に周知し、自ら感染予防ができるよう、啓発普及してまいります。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 御答弁にありましたように、市民への情報提供や注意喚起等、普及啓発していただければ、本市の予防医療に大いに役立つものと確信いたします。よろしく願い

たします。

その上で、RSウイルスワクチンは、ほかの肺炎予防を目的としたワクチンとは異なり、任意接種のワクチンとなりますので、少しでも市民の方々が接種しやすいように、接種費用の一部公費負担を検討いただきたいと思います。

牛久市におけるRSウイルス感染症数の規模は、毎年717人が感染し、132人が入院、2人が死亡しているという試算も出されています。

また、このワクチンは2年に1回接種で有効なワクチンということで、接種回数が少なく済むワクチンであることも特徴です。いかがでしょうか、御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 RSウイルスワクチンは、令和5年9月25日に厚生労働省より製造販売が承認され、60歳以上を接種対象として、令和6年1月15日から販売開始となっております。

このワクチンの製造販売元の情報によると、現時点で、接種費用を助成している自治体はないものの、令和6年度から費用助成に向けて調整している自治体が全国で数か所あるとのことでした。

当市における予防接種の助成は、今までの議会答弁でも申し上げてまいりましたとおり、国の動向や牛久市医師会との協議により、ワクチンで予防できる疾病としての優先順位を考慮して実施しております。

令和6年度は新型コロナ予防接種が臨時接種から定期接種になることでの体制整備と、子供の定期接種であるヒブワクチンを加えた5種混合ワクチンの開始を進めてまいります。

これらの状況を踏まえて、任意接種であるRSワクチンにつきましては、前回御質問いただいた帯状疱疹ワクチンと併せ、費用対効果及び他市町村の動向を踏まえながら、優先順位を考慮して継続して検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 伊藤知子議員。

○2番 伊藤知子 議員 ワクチンの公費一部助成については、優先順位を考慮し継続して検討との御答弁をいただきました。

しかしながら、御存じのように、肺炎は、患者さん自身の疾患負担はもちろんのこと、コロナのときに経験したように、入院した際に、医療資源への影響、また、退院したとしても、その後の在宅介護、施設での療養など、周囲の御家族への負担が大きい疾患です。

また、風邪症状で医療機関を受診し、コロナでもインフルでもないと診断されて安心した人もいるかもしれませんが、そのようなケースで、今まで注目されていなかった疾患でインフルよりも重症化のリスクが高いRSウイルス感染症のリスクにさらされていた方もいるかもしれません。

肺炎を引き起こす原因疾患が明らかとなり、市民をそのリスクから救い、いつまでも健康を維持し、健康寿命の延伸が望めるのであれば、本市においても積極的に投資すべき政策だと考えます。

さきに要望させていただいている市民から望む声も高い帯状疱疹予防ワクチンと併せて、一刻

も早く公費一部助成をしていただけるよう、御検討をお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で、2番伊藤知子議員の一般質問は終わりました。

本日の一般質問は、これまでに打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会いたします。御苦労さまでした。

午後4時19分延会